

令和4年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第17号）						
招集年月日	令和4年12月6日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和4年12月6日 午前10時00分			副議長	森岡 勉
	散会	令和4年12月6日 午後3時14分			副議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	山口 和幸	○
	2	岩本 恭典	○	9	永井 英治	○
	3	難波 文美	○	10	皆越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋本 誠	○	12	溝口 峰男	○
	6	小出 高明	○	13	森岡 勉	○
	7	豊永 喜一	○	14	徳永 正道	△
議事録署名議員	2番 岩本 恭典 3番 難波 文美					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 丸山 修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹 一範	○	教育長	米良 隆夫	○
	デジタル政策 審議監	中野 裕登	○	教育課長	山口 宏子	○
	総務課長	山内 悟	○	高齢福祉 課長	林 敬一	○
	会計 管理者	土肥 克也	○	健康推進 課長	大藪 哲夫	○
	企画政策 課長	荒川 誠一	○	農林振興 課長	万江 幸一朗	○
	財政課長	田中 伸明	○	商工観光 課長	深水 昌彦	○
	税務課長	池上 聖吾	○	建設課長	酒井 裕次	○
	町民課長	山口 和久	○	上下水道 課長補佐	鬼塚 拓夫	○
	生活福祉 課長	蓑田 輝幸	○	農業委員会 事務局長	高田 真之	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第17号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 定例日の会議日程報告
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
 - 日程第 5 一般質問（3人）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 定例日の会議日程報告
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
 - 日程第 5 一般質問（3人）
-

午前10時00分 開会

●**議会事務局長（山本 祐二君）** 御起立ください。礼。おはようございます。着席ください。

◎**副議長（森岡 勉君）** 徳永議長から欠席届が出ておりますので地方自治法第106条の第1項により、私が議長の職務を行います。よろしくお願ひ申し上げます。ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、令和4年度あさぎり町議会第8回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎**副議長（森岡 勉君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって2番岩本恭典議員、3番難波文美議員を指名します。

日程第2 定例日の会議日程報告

◎**副議長（森岡 勉君）** 日程第2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の議会会議運営について議会運営委員会が開催されておりますので、ここで山口議会運営委員長の報告を求めます。山口議員。

○**議会運営委員長（山口 和幸君）** 皆さん、おはようございます。それでは議会運営委員会より報告をいたします。先週12月1日木曜日、午後1時30分より議場第2研修室におきまして議会運営委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。今定例日の会議日程については、本日より12月9日まで4日間とすることにいたしました。なお御手元に配付のとおり、9日金曜日には予定された議案審議を終了し、閉会の予定であります。会議に付する事件については、全ての議案を本会議において審議することといたします。会議日程の中で、本日から7日までの2日間で一般質問を行うことといたします。今回は初めの議員の登壇が予定されていますが、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう、議員各位の御奮闘を期待いたし

ます。8日は各委員会等の開催にあたることといたします。9日金曜日は議案審議ですが、事前配付のとおり一部事務組合1件、条例7件、予算7件、人事1件の合計16件が予定されております。当日に採決まで行う予定であります。スムーズな議事進行に御協力をお願いいたします。9月定例議会以降に事務局で受け付けた陳情等の取扱いについては、配付した一覧表のとおりであります。なお詳細については、事務局において閲覧をお願いいたします。その他、議会運営については議会運営の指針のとおりであります。引き続き本会議中における執行部の議案説明の簡素・効率化について申入れを行っておりますので、議員各位におかれましても、簡潔で分かりやすい発言を心がけていただくよう協力をお願いいたします。最後に今回も新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用及び入室前の手指消毒と休憩時間の窓の開閉に御協力をいただきますようお願いいたします。以上、議会運営委員会からの報告を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） したがって、本定例日の日程は本日から12月9日までとします。

日程第3 諸般の報告

◎副議長（森岡 勉君） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、議長分の報告ですが、今回は書面にて報告にかえさせていただきます。本日までに受領した令和4年9月定例日以降の要望書につきましては、御手元に配付しました一覧表のとおりです。例月現金出納検査報告書は事務局に保管してありますので、閲覧していただきたいと思っております。なお、9月定例日以降の指摘事項の報告は御手元に配付のとおりです。以上で議長の報告を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 次に総務建設経済常任委員会の報告を求めます。永井委員長。

○総務建設経済常任委員長（永井 英治君） 皆様おはようございます。総務建設経済常任委員会の報告をいたします。11月29日、火曜日、午後1時半、30分より議員控室におきまして委員会を開催しております。所管課より課長と説明員出席の下それぞれの課より全部で16件の事案がありましたが、主なものを4点報告をいたします。まず総務課よりあさぎり町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明を受けております。これは地方公務員法の一部改正に伴い本町の条例の改正を行うものでありまして、現在、職員の60歳の定年を令和5年4月から2年ごとに1歳ずつ引上げ、令和13年4月には定年が65歳になるものでありますが、管理監督職の職員は原則として60歳を役職定年とし、管理監督職以外に後任する役職定年制を導入するものであります。質疑におきまして、委員より人件費の見込みはどうか。また、令和13年までの該当される職員の数はといった質疑がなされ、人件費としては若干上がる見込み、また令和13年までに該当する職員は18名との答弁がっております。次に財政課よりインボイス制度に伴う財務会計システムの改修の説明がっております。これは令和5年10月よりインボイス制度が導入されることから、地方公共団体におきましてもこのインボイス制度に適切に対応するというものであります。質疑では、免税業者がインボイス制度に登録しなかった場合、地方公共団体との関係はどうかとの質疑があり、答弁では、町の一般会計に対しての影響はないと考える。逆に地方公共団体は、インボイス制度に登録しないと相手方に負担が多くなるから、本町は適切に対応しなければならないとの答弁がありました。続きまして農林振興課より、費用価格高騰対策支援金の説明を受けております。これは現在の国政、国際情勢に起因する肥料価格の高騰を鑑みまして、国によります肥料価格高騰対策事業の国支援分7

5%、県支援分15%の残りの15%を町が支援するというものであります。質疑では、近隣町村の動向や来年の春用の肥料、春肥への対応について質疑がありまして、答弁では近隣町村の動向については、今から支援を考えているという町村はあるが現時点で実施している町村はない。また、春肥については国への2月の申請に間に合うように、間に合うようにして春肥にも対応するという答弁でありました。最後に商工観光課より、一般会計補正予算の説明の中で商工業振興補助金が事業者からの申込みに対して予算が不足するので、産業活性化基金より充当して対応するとの説明があつております。委員からの質疑では、この補助金の目的である事業継続や拡大、または現在のウィズコロナ等を考えて、展示会等にかかった販売促進の経費にも交付出来ないかとの質疑に対して、今の補助金交付要綱では対応出来ない部分もあるので提案があつた件につきましては、関係部局で再度検討したいとの答弁があつております。以上4つの事案を報告いたしました。他の案件もその後の全員協議会におきまして、全て審議されておりますので説明は割愛いたします。以上総務建設経済常任委員会の報告といたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。豊永委員長。

◎厚生文教常任委員長（豊永 喜一君） おはようございます。厚生文教常任委員会の報告を申し上げます。

9月21日水曜日、午前10時より議事堂議員控室にて開催しました。あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、町長出席のもと生活福祉課より今回の経緯を時系列で分かる資料と改善策等の説明がありました。質疑ではこれまでの時系列資料の中で条例改正に考えが及ばずというのがあるが、現在の職員体制になっても引継ぎが出来ていなかったのか。条例改正等も含めて去年の段階でしておけば大きな問題にならなかったのではとあり、支援員の確保に注力し、条例を改正すれば適用できるという考え方に及ばなかったとの答弁でした。執行部退席後委員で協議し、条例の遡及についてはするにしろ、しないにしろ、補助金返還という問題が出てくる。委員会でも一致したのは、学童クラブには責任がない、という意見です。委員会での結論は出ませんでした。次に10月19日水曜日、午前10時より、議員控室にて開催しました。令和4年度一般会計補正予算第8号について、教育課所管では、中学校長寿命化事業の仮設校舎科目組替えについて説明があり、質疑では起債が1,300万円の減額となっている。起債対象外になる賃借料、2か年の継続費の中で対象外は幾らになるのか、という質疑に対して、起債対象外になる経費は、2か年合わせて3,432万円。賃借料に係る令和4年度分286万円。5年度分3,146万円になるとの答弁でした。生活福祉課所管では、住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金給付事業等について説明があり、町内の住民非課税世帯は何世帯ぐらいあるのか、増えてきているのかと質疑があり、税務課からの照会では1,890世帯、年々増えてきているとの答弁でした。また学童保育について、9月定例日以降の経緯について報告があり、学童クラブの報告があつたが町の動きはどうしたのかと質疑があり、補助金返還については、県と協議を重ねながら返還手続を進めている。学童クラブについては、役員会で時系列で説明しているとの答弁でした。また令和4年度の今の状況に対する具体的な対応策はとの質疑に、現在の条例にのっとってしか執行が出来ない。打開策というか、今の状況で進めているとのことでした。執行部退席の後、委員から令和4年度分の条例の遡及を副議長を通じて執行部に申入れの提案をしたが、その考えはないとのことで、議会でしっかり、しっかりと議論して常任委員会で条例改正案

を出すのかどうかを審議して欲しいとの意見があり、協議をいたしております。一人一人の意見を聞き全員一致とはいかず、この条例案に関しては各議員のそれぞれの判断に任せるということで委員会では取上げないという結果になりました。最後に11月22日火曜日午前9時より、議員控え室において開催しました。議事内容、議事の内容については、12月定例会に向けての説明が主なものです。全員協議会でも説明がありましたので、ここでは省略いたします。なお議会運営委員会から文化協会の補助金委託料についての調査の申入れがあり委員会で協議、了承をし、今後、調査を進めていくことを決定しております。以上、報告をいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、人吉球磨広域行政組合理議員の報告を求めます。加賀山議員。

○人吉球磨広域行政組合理議員（加賀山 瑞津子さん） 人吉球磨広域行政組合理議会定例会の報告をいたします。第4回人吉球磨広域行政組合理議会が11月25日に開催されました。代表理事の松岡人吉市長からクリーンプラザが平成14年の12月使用開始から20年を迎えたことの報告がありました。長寿命化対策は取られてまいりますが、今後、新しいごみ処理施設の設置場所についての課題が生じてくると思われまます。報告について主なものを3点申し上げます。1つ目は、令和3年度人吉球磨広域行政組合理一般会計歳入歳出決算の認定についてです。8月に決算特別委員会が設置され、同委員会に付託。審議の中では、需用費関連光熱水費についてクリーンプラザの電気代が1億円を超え、高額であるために節減についての質問がありました。執行部からは、高圧受電施設では管内自治体の中で最も安価な契約で供給されている状況、今後も引き続き情報収集や節電に努めていくとの答弁がありました。2点目、人吉球磨広域行政組合理一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。具体的には、初任給及び若手層の給料月額引上げについて、平均2,900円ほどアップする旨の説明がありました。3点目、令和4年度人吉球磨広域行政組合理一般会計補正予算第2号、1,316万4,000円の追加があり、歳入歳出総額18億8,686万4,000円となりました。主なものは、クリーンプラザ、アクアパーク、3つの葬祭場の燃料費代の高騰による増額となっております。執行部の補足説明を受けた後、質疑採決を行い原案のとおり可決されました。なお、定例会散会後に全員協議会が開かれ、執行部から葬祭場関係の報告と本組合理議員定数についての協議がありました。議員定数については、現議員数が30名ですが23名を目安として検討が行われております。議会運営委員会委員長から、調査に関する中間報告があり、報告の議員提出削減案のとおり構成市町村議会に御検討をお願いすることに決定しました。これで、人吉球磨広域行政組合理の報告を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、公立多良木病院企業団議員の報告を求めます。小見田議員。

○公立多良木病院企業団議員（小見田 和行君） おはようございます。令和4年第4回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会報告をいたします。令和4年第4回定例会は12月2日金曜日に招集され、会期を1日とし開会されました。一般質問が1件、議案が3件、内容は規約の一部変更1件、令和4年度補正予算2件を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案とおり可決されました。では議案第11号、熊本県市町村総合組合事務組合理規約の一部変更については、構成団体の脱退に伴うものであり、規約の一部変更をお願いするものでございました。続いて議案第12号、平和4年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算第4号については、人材紹介コンサルタントに依頼して医

療スタッフを募集するも、当初予算で予定していた職員数が確保出来ず、人員調整による給与費の減額補正。続いて、人事院勧告に伴う給与改定などの給与費、職員被服費、これは全スタッフに制服2着支給や人材紹介コンサルティング料などの減額補正をある中において、増額補正もある中におきまして、5,941万8,000円の減額補正を行うものであります。議案第13号、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計補正予算第1号については、当初予算との人員調整と職員の退職に伴う給与費の減、人事院勧告に伴う給与改定の一般管理費の計上が主なもので、238万9,000円の減額補正を行うものであります。では一般質問が多良木議会選出の久保田武治議員より提出されておりますので内容の紹介をいたしておきます。コロナ対応の現況と対策についてお尋ねがありました。これにおいて第8波の局面と言われるがコロナ感染者の受入れの現況についてということで尋ねておられまして、公立多良木病院におきまして、8月から11月までの発熱外来のうちの陽性、入院の数を述べられておりますので紹介いたします。8月では発熱外来が1,600名中800名が陽性、320名が月の延べ入院数となっております。9月は450名が発熱外来に訪れのうち18名が陽性、322人が入院。10月が250人発熱外来、そのうち50名が陽性、入院が17名。11月は途中でございますが322人発熱外来を訪れ、陽性が80名、入院が80名と若干増えております。またインフルエンザと同時流行の時の対応はというお尋ねには、発熱外来の強化を行うということと、入院病床を20から30に増加するという事で答えられております。続いて2番目の質問としまして、マイナンバーの保険証についてのお尋ねもあっております。内容はマイナ保険証の利用の取組の現状について。それから政府が唐突にマイナ保険証の義務化を打ち出したことにつき、マイナ保険証のメリットとデメリットについて問われております。それから3番目は、医師の時間外勤務についても質問があつておまして、タスクシフトを導入したときの1人当たり1時間10分の短縮、月3時間20分の短縮が達成出来たという報告がなされております。これ、これが一般質問の内容でございました。以上球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、上球磨消防組合議員の報告を求めます。橋本議員。

○上球磨消防組合議員（橋本 誠君） おはようございます。上球磨消防議会の報告をいたします。令和4年12月1日午後3時30分より、令和4年第2回上球磨消防議会定例会を開会しております。日程第1、会議録署名議員は、1番橋本議員、2番、森山議員に指名されました。日程第2、会期は1日限りと決定しました。日程第3、承認第1号、専決の承認については、令和4年度一般会計予算補正の予算の第2号、日程第4、認定第1号、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定歳入総額6億4,454万。歳出総額6億2,763万6,000円。歳入・歳出差引き額1,690万4,000円。基金繰入金845万2,000円とする。日程第5、議案第9号、同文議決。县市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更。日程第6から日程第8は、議案第10号から議案第12号、同組合職員の育児休暇等、給与特殊勤務手当に関する条例の一部改正3件。日程第9、議案第13号、令和4年度一般会計補正予算第3号、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ889万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ6億4,260万1,000円とする。減額の要因としては、繰越金の増額と、人件費、物件の減額によるものであります。承認1件、認定1件、議案5件、全案、原案どおり可決しました。以上、上球磨消防組合議会

の報告を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を求めます。溝口議員。

○熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員（溝口 峰男君） おはようございます。熊本県後期高齢者医療広域連合議会報告をいたします。令和4年10月24日、熊本県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会が熊本市市町村自治会館において開催され、議案第7号から議案第14号までの8議案及び一般質問が行われました。ここで、議案第11号及び議案第12号の令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計を合計した総計決算額は、決算額を御報告いたします。歳入総額は3,008億8,846万3,281円。予算現額に対する収入率は99.5%となっております。歳出総額は2,894億7,883万1,040円。予算現額に対する執行率は95.8%であります。翌年度繰越しは114億963万2,241円となっております。令和3年度の医療費は、新型コロナウイルス感染症による受診控えへの影響が見られた令和2年度と比較して2.24%増加いたしておりますが、被保険者数は前年度比べて1,288人減少いたしております。1人当たりの医療費は2.71%増加しており、今後は令和4年度からの団塊の世代が後期高齢者医療の加入者となり始めるため、総額としては増加していくものと見られます。このため医療給付費の抑制は引き続き大きな課題となっていくことから、医療費適正化に向け、レセプト点検の強化やジェネリック医薬品の利用促進等のさらなる充実が求められます。また医療給付費の適正化にも資する保健事業においては、令和3年度に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を県内27市町村で実施し、令和6年度には県内全市町村で実施予定となっております。本事業の取組は、厚生労働省が定める評価指標に基づき取組状況に応じて交付金が支給される保険者インセンティブ制度の対象になっていることから、より多く交付金が支給されるように努められること。最後に令和4年10月からの窓口負担割合2割の導入に伴い、被保険者の関心が非常に高い状況にあります。このことから、被保険者に対し混乱や不安を招かないよう、国や県、市町村及び関係団体との連携強化を図りながら、十分な周知広報及び丁寧な説明や、保険者としての運営強化にも努められること、以上申し上げまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の報告といたします。

◎副議長（森岡 勉君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告及び教育行政報告

◎副議長（森岡 勉君） 日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。まず、行政報告を行います。町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。おはようございます。本日は、令和4年あさぎり町議会第8回会議を開催いたしましたところ、御出席を賜り誠にありがとうございます。議員各位におかれましては、日頃から本町行政の運営等につきまして、多大な御指導御協力、御支援を賜り誠にありがとうございます。それでは、令和4年7月7日から令和4年11月までの行政報告について、主なものを申し述べさせていただきます。1ページ目、上から2段目からです。8月30日、あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会代表者会議を開催しました。本町の児童虐待への対応状況等を報告し、また里親家庭支援センター優里の会から、児童虐待と里親制度についての講演をいただきました。一つ飛びまして、9月8日のあさぎり町防災の日に永山区の

自主防災活動の功績が顕著で他の区の自主防災活動の模範となったため、その功績を称え感謝状を送りました。なお防災学習については、台風の接近により中止といたしました。次の段です。9月8日から健幸運動教室を3期生89名で開始しました。また、1、2期生は118名のうち継続希望者82名が合同で自主活動を行い、1、2期生の講師は月1回の指導をお願いしております。次の段です。9月9日、特設人権相談所を開設しました。午前10時から午後3時まであさぎり町の人権擁護委員の9名の委員が、せきれい館に待機し人権に関する相談に来られた方の相談に応じました。最後の段です。9月11日から26日にかけて敬老会を開催しました。令和4年度末で75歳以上の方を対象とし、各行政区へ業務委託して、敬老会を実施しました。次のページ、上から2段目です。9月14日、金婚夫婦表彰式典を開催しました。昭和47年の御成婚の35組の金婚夫婦表彰並びに記念品の贈呈を行いました。次の段です。9月14日、あさぎり町第2回医療連携会議を開催しました。町内及び公立多良木病院の医療関係者と小児の新型コロナワクチン接種体制及びオミクロン株対応ワクチンについて情報を共有し、協議を行いました。次の段です。9月15日、11月8日、認知症サポーター養成講座を開催しました。認知症に対する正しい知識を持ってもらうことにより、住民が認知症を発症しても安心して暮らせるまちづくりの推進を目的に講演、演劇、グループワーク等により認知症サポーターの養成を行いました。最後の段です。9月22日、第2回あさぎり町地域デジタル推進協議会を開催しました。本町の光基盤の民設民営化の進め方を検討するにあたり、地域情報化アドバイザーの升屋教授から、併設型による光基盤整備を実施した先進地事例の紹介をいただき、今後、町民のニーズを反映した整備の在り方について協議を行いました。次のページ、最上段です。10月2日、第3回集団狂犬病予防注射を実施しました。20頭に予防接種を行い、前回までの予防接種と合わせ、登録総数818頭中689頭が接種済みとなり、接種率は84%となりました。次の段です。10月6日、11月11日、14日、介護予防サポーターフォローアップ講座を開催しました。介護予防サポーターを対象に地域型サロン活動での実践や個人の介護予防に役立てるよう、講演会、体操等の指導について講師を招き開催しました。次の段です。10月21日、あさぎり町農業振興地域整備促進協議会第2回会議を開催しました。農業振興地域整備計画全体見直しスケジュールの説明及び県ヒアリングに伴う11月期の案件について協議を行いました。2つ飛びまして、10月28日、あさぎり町公営企業審議会を開催しました。水道事業及び下水道事業に関する決算状況について説明し、意見を求めました。最後の段です。11月6日、あさぎり町避難所開設運営、避難所訓練、避難訓練を実施しました。あさぎり町避難所運営マニュアルに基づき、須恵、深田地区の指定避難所の開設運営訓練及び共助、公助による避難訓練を行いました。次のページ、最上段です。同じく11月6日、非常呼集訓練及び秋季全国火災予防運動に伴う防火パレード出発式を実施しました。各地区において非常呼集訓練を実施し、規律訓練、ホース延長、小型動力ポンプ操作、放水訓練等を行いました。午後からは、秋の全国火災予防運動の実施に伴い、防火パレードの出発式を行いました。次の段です。11月7日、健幸運動教室を開催しました。妊産婦を対象とした運動教室を初めて実施し、9組の妊産婦が参加しました。保健師が女性の健康についての講話をした後、産婦人科で運動指導経験がある健幸運動教室指導者より、運動指導を行いました。ひとつ飛びまして、11月8日、あさぎり町第3回医療連携会議を開催しました。町内及び公立多良木病院の医療関係者と乳幼児及び60歳以上の新型コロナウイルス接種体制につ

いて情報を共有し、協議を行いました。次の段です。11月10日、第4回男女共同参画推進懇話会を開催しました。9月26日から10月17日まで実施したパブリックコメントの結果報告と、あさぎり町男女共同参画推進条例（案）の取扱いについて協議を行いました。12月定例議会への条例案提出は見送り、課題に関する調査を進めることとしました。次のページ、上から2段目です。11月15日、あさぎり健康21計画食育推進計画策定委員会を開催しました。第4次計画に基づき、今年度は中間見直しの年となるため前期の課題を前期の課題や取組から、後期における取組の方向性について報告を行いました。また、策定委員との町の健康課題に関する意見交換を行いました。次の段です。11月19日、あさぎり町戦没者追悼式を開催しました。先の大戦において亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念するため、町主催で開催しました。次の段です。11月25日、家族介護教室を開催しました。自宅で介護している人だけではなく、まだまだ丈夫と思われる方を対象に認知症世界へのかけ橋になろうと題して、鐘ヶ丘ホームの永田理事長の講話を開催しました。次の段です。11月28日、第3回あさぎり町地域デジタル推進協議会を開催しました。本町の光基盤の民設民営化の併設型での新規整備において、通信事業者から参考見積りが参考見積り書が提示され、今後、町民のニーズを反映した併設型による整備を進めることを確認しました。次の段です。11月29日、地域活性化講演会を開催しました。個人活動や各種団体等で活躍されている町内在住の女性を対象に、地域活性化の組織づくりと役割分担と題して、山都町地域創生アドバイザーの下田美鈴氏による講演会及びパネルディスカッションを行いました。最後の段です。11月30日、まちづくり審議会を開催しました。第2次総合計画の期間延長の報告。次期総合計画の策定方針及びスケジュールの報告。光基盤の民設民営化の併設型での新規整備の進め方の報告を行いました。以下、入札関係の資料を別紙に添付しておりますので、後で御覧ください。以上、行政報告といたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 皆さんおはようございます。では、教育行政について報告をさせていただきます。主なものを報告させていただきます。まず、最上段です。令和4年9月20日、第1回社会教育委員会議を生涯学習センターで開催しております。委員5名の方へ委嘱状を交付し、教育委員会基本方針及び重点努力事項等、社会教育関連主要事業、年間計画、図書館業務について、内容等の説明、協議を行っております。2つ空けて、4段目です。令和4年9月23日に水辺の安全教室及びサップ体験会をB&G海洋センターで開催しております。サップ体験とは、サーフボードに立ち、バランスを保ちながらパドルを漕ぐ体験ですが、6月から7月に行われたセンターインストラクター養成研修の認定課題として、町内小学6年生を対象に実施しております。その下です。令和4年9月25日に第1回奥球磨駅伝競走大会が、多良木町役場前スタートゴールで行われております。全国各地から大学実業団の部に12チーム、高校の部に37チームが出場し、奥球磨を舞台に駅伝強豪チーム同士が熱い戦いをくり上げております。令和4年9月25日及び10月2日に上小学校、岡原小学校、深田小学校、須恵小学校の運動会が開催されました。体育学習の成果発表の場である運動会を通じて、体力の保持増進を図り、主体的に取り組む自主自発の心を養い、協力協働で努力することを学んでおります。次のページをお願いいたします。最上段です。令和4年9月27日に岡原小学校ICT活用事業視察を町長、中野デジタル政策審議監による岡原小学校のICT活用事業の視察

を行っていただいております。そのあと意見交換も実施しております。下から3段目です。令和4年10月7日、14日、21日、28日に町内小学校就学時健康診断を各町内の小学校で行っております。来年度新入学予定児童の心身の状態を的確に把握し、義務教育学校への就学に当たって、保健上必要な勧告助言を行うとともに、適正な就学を図るために実施しております。その下です。令和4年10月13日に球磨人吉中体連駅伝競走大会があさぎり中学校で行われております。あさぎり中学校スタートフィニッシュで実施され、男子の部で男子が優勝、女子の部で2位と健闘しております。最下段です。令和4年10月13日に第2回文化財保護審議会を生涯学習センターで実施しております。台風14号による町内文化財の被災状況の報告や台風被害の復旧事業に対するあさぎり町文化財保存事業費補助金の交付について協議を行っております。3ページをお願いいたします。最上段です。令和4年10月14日、11月4日、11月11日に免田小学校、深田小学校、上小学校で家庭教育講演会を実施しております。熊本大学の名誉教授吉田道雄氏、教授、そして大塚芳生氏を講師に招き、保護者を中心に家庭教育に係る今日的課題について研修を深め、資質の向上を図り、もって、児童生徒の教育の発展及び本町教育の充実、振興に資するため講演会を開催しております。12月には須恵小学校及びあさぎり中学校でも実施を予定しております。下から3段目です。令和4年10月23日、第3回文化財講座を須恵文化ホールで開催しております。熊本県教育庁文化課の樋口和紀氏を講師に迎え、旅人と人吉球磨 古川古松軒から宮本常一をテーマに民族学から見た人吉球磨に関する講座を実施しております。その下です。令和4年10月25日、あさぎり町立小学校の適正規模及び適正配置答申がありました。令和3年6月22日にあさぎり町教育委員会から諮問したあさぎり町立小学校の適正規模及び適正配置について、あさぎり町適正規模等適正化審議会から答申がなされております。最下段です。令和4年10月25日、26日、27日に演奏家派遣アウトリーチ事業を各町内小学校で開催しております。町内の小学校の5年生を対象に音楽室での出前授業を実施しております。演奏家が子どもたちの間近で演奏し、クラシック音楽の魅力を伝えることが出来ました。これは熊本県立劇場との共催事業でございます。次ページ4ページをお願いいたします。上から2段目です。令和5年5月10日から10月29日にかけて、第72回球磨郡民体育祭が人吉球磨管内で行われております。新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての競技は実施されませんでした。ゴルフ競技を最後に全日程が終了しております。なおあさぎり町は全種目総合2位でございました。その下です。令和4年10月29日、第70回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会あさぎり町選手団結団式を生涯学習センターで行っております。球磨一周駅伝大会出場に向けて、あさぎり町選手の結団式を第一次選手候補者並びに関係スタッフで行っております。ひとつあけまして、その下です。令和4年11月4日、11月5日、11月11日に家庭教育支援講座、親の学び講座を深田小学校、須恵小学校、上小学校で実施しております。熊本県球磨教育事務所尾方社会教育主事及び吉川巧あさぎり町指導主事がファシリテーターとなり、家庭教育講演会とあわせて、家庭教育支援講座を実施しております。12月以降に免田小学校、岡原小学校、あさぎり中学校も実施する予定です。最後のページ5ページをお願いいたします。上から2段目です。令和4年11月20日に第4回文化財講座を須恵文化ホールで実施しております。琉球大学国際地域創造学部の神谷智昭氏を講師に迎え、社会人類学と農村社会をテーマに世界から見た球磨地域の姿、エンブリー博士の調査が当時の人々に与えた影響に関する講演会を実施しております。

最下段です。令和4年11月27日に第1回健康駅伝大会を免田総合グラウンド駐車場並びに周辺道路で実施しております。これまでの町内一周駅伝大会を周回コースとし、分館対抗の駅伝大会を行っております。

17チームのチームが参加をいただきました。本当にありがとうございました。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 一般質問

◎副議長（森岡 勉君） 日程第5、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず、1番、小谷節雄議員の一般質問です。1番、小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 議長。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） おはようございます。12月になりまして、急に暦どおりの寒さがやってまいりました。しかしここ2週間ほど、その寒さを吹き飛ばすように昨夜までとっていいんでしょうか。日本全国あるいはもしかすると世界中ですか。サッカーワールドカップ。私は直接全部の試合は全部というか日本戦、生では見ておりませんが、昨夜の試合を見られた国民の皆さん方はかなり多かったように、報道されておるようですが。もしかしたらこの会場の中でもですね、寝不足の方もおられるかもしれませんが、スポーツの何ていうかね。人々に与える、そのプラス面というのがですね、こういうイベントというか、大きな大会があると、非常に何か世の中、気持ち的に活性化するようなことで、今回のワールドカップを見ましてもですね、何か最近のコロナ禍、あるいは物価高等々いろんな諸問題を一瞬でも忘れさせるような何かいい効果が今、精神的にあってるのかなというような気がしております。そういった中で本日からあさぎ町議会12月定例会開会されましたが、一般質問の1番目ということで、そういったハイなハイというかい気持ちの中で、ちょっと私今回、重たいものをまた出しております、そういう意味ではですね、ちょっと気がひけるとございますが、一般質問に入らせていただきたいと思っております。今回は9月定例の議案第40号、通称、条例、遡及条例と言います申しますが、その提案までの経緯、あるいはそういった議会の中でのいろんな議論、そういった部分につきまして、改めて確認をしていきたいと思っております。これは今回の問題で関係者や一般町民の中で発生しました混乱状況に対しましての、事態収拾への認識。そういったものを改めて確認をしないと、今後、今回のこの事態がこれからの本町行政に及ぼす大きな影響があると、そういった認識を私が持っております関係で、改めて我々議員の中では、貴重なこの一般質問という時間をあえて今回使わせていただくことにしたところでございます。本事案については延べ8回にわたる厚生文教常任委員会あるいは全員協議会において議論を重ねてきたものでございますが、その結果として9月定例会で条例改正案の否決という結果が出されました。しかし、そのような議会の意思が一度示されたにもかかわ

らず、僅か1か月後の第6回議会において全く同じ内容の条例改正案が議員提案という形で提出され、可決されました。この一連の流れは、本町議会の在り方に大きな課題を残したものと考えております。この点につきましては、今後も我々議会として、重大な責務を持って引き続き検討していくべきものと私は考えております。本事案についてはこれまでの本会議以外での議論の内容がほとんど、関係者や町民の皆さんへ正確に伝わっていないことが混乱の大きな原因とと考えております。先の第6回会議において条例改正案発議第7号の趣旨説明でも述べさせていただいたところですが、その時点ではこちらからの一方的な発言になりましたので、町長を初め関係課長のお考えを聞くことも必要であり、今回この場で再度問題点を整理をしていきたいと思っております。済んだ話について何を今さらと言われる方もおられるかもしれませんが、今回の事案は、今後の本町行政執行に大きな影響を残すものと考えておりますので、順を追って改めて検証をさせていただきたいと思っております。まず令和2年4月以降についてのみなし支援員適用への条例改正を行わない旨の意思決定を町がされた以降、その後の対応について、町としては適切な対応をとられたかどうか、その点をまずお伺いをしたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。町長就任をしましてから私は町内8か所の放課後児童クラブを巡回いたしました。4つのクラブは保育園もしくは認定子ども会が運営し、1つは、介護施設において運営されております。残りの3クラブが民間の有償ボランティアの皆さんが運営をなされておりました。訪問して感じたことは子どもたちの放課後の居場所づくりは大切な施設だと、そのときに実感いたしました。子どもたちの安全が確保され保護者に安心を与え、子どもたちが健やかに成長する施設です。支援員や補助員の献身的な見守りにより、子供たちは勉学に励み、遊びに興じておりました。ここには社会の格差はありません。理想的な子どもの居場所です。支援員さん、補助員さんに改めて感謝を申し上げたいと思います。そのような中で補助金支給について、1つのクラブで事務上の不手際によりあさぎり町民をはじめ、放課後児童クラブの関係者の皆様に多大なる御心配と御迷惑をおかけ致しました。改めておわびを申し上げます。今回の件を肝に銘じて職員共々再発防止に努めてまいります。条例の変更を過年度に遡って行うことについては、後ほど担当課長より説明を申し上げます。今回のことで放課後児童クラブが子育てにとってとても重要な施設であることを改めて認識したわけですが、クラブの支援員さん、補助員さんそれから保護者はもちろんのことながら、民間ボランティアの皆様の御協力をいただいて、今後は子どもの食堂の開設など子どもの第3の居場所づくりなどの支援を行ってまいりたいと思います。今回のことで放課後児童の健全育成の重要性が改めて認識されました。町としましても適切な指導を行い、反省を重ねて、また放課後児童クラブの健全な活動を支援したいと思っております。小谷議員におかれましても、未来志向で放課後児童クラブの健全育成にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。説明いただきました。私の先ほどの質問に、何らかの形でお答えをいただきたいと思います。今回の令和2年4月以降についてですね、条例改正を行わない旨の意思決定後の町としての対応は適切だったかどうか。その点について担当課長さんでも結構ですので、その点についての

明確なお答えをいただきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。条例改正を行わない旨の意思決定後の町としての対応ということでございますが、令和2年4月以降のみなし支援員適用の条例改正を行わず、以降必ず研修を受けた支援員が必要となるということにつきましては、各学童クラブから、が実績報告をしていただくわけですが、その書類の提出時にそれぞれ対面にて説明を行ったということでございます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。町長先ほど私のほうにも未来志向で学童クラブへの、未来志向での議論をというお話をされました。それはもうおっしゃるとおりだと思います。今回の件を学童クラブに特化した話ではなくて、今回の事案です、こういった手順で行政が執行されているということ。そのことに何か問題がないかというそこを私は今回取上げております。学童クラブに特化した話ではございません。具体的に申し上げます。今、課長の御答弁にも若干ございましたが、庁内で、庁内というのは、役場内ですね。情報共有、職員の異動後も的確に図られていたのでしょうか。それが1点です。各事業体への周知はどのようにされたか。今ちょっとおっしゃいましたが、それが正確に各事業体に伝わっていたのか、そういった部分についてお尋ねをしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。庁内での情報共有というところでございますが、各業務につきましては前任者、後任者におきまして、事務引継におきまして情報の共有がなされております。また、周知につきましては、年に1回その当時ですね。年に1回実施されておりました放課後児童支援員認定資格研修の御案内をさせていただく際に支援員が必要であるということについては周知をさせていただいていたところでございます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。情報共有の点ですが、9月21日全協で会議録12ページ。改正を行わない決定の経緯は今回確認出来たものでこの判断を引き継いだものでありませんという答弁をいただいております。これはどういうか、どういうことかという改正を行わない決定の経緯が引き継いでなかった。それは明確に9月21日全協で御答弁をされております。ですからこういう結果になったと私は認識しておりますが、もう一遍その点についてお尋ねをいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） 改正を行わなかったことについてということでの認識ということです。当時の条例におきましては、あさぎり町の条例においては支援員を置かなければならないというふうになっておりますので、所管課としましては、そのように条例に沿って対応をしていたということでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） みなし支援員を国が認める制度を令和5年まで延長することができる。その条例を町はしないという決定をされたんですね。ということはそこに大きな重大な決定をされてるんですよ。

大きな岐路です。分かれ道です。そのことが徹底されてなかったから、結果的に今回の問題が発生した。そこをですれ引き継いでました。説明しました。結果責任としてですよ。町としてそこをその部分が発端ですからこの問題は。そこに関して、今のお話を聞いてるときですね。町の責任をどうとらえておられるのか。その辺の認識が私はどうも理解出来ませんが再度御答弁をお願いします。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。先ほども私は冒頭申しましたとおり8か所の放課後児童クラブを回ったときに、非常に健全な経営をされてるというふうに私も認識しました。条例が令和2年3月31日で終わるときに、なぜ更新しなかったのか。そのときの判断として、その判断には私は携わっておりませんが、そのときの判断としてやはり健全な経営が出来ていくんではないかと。支援員がいないならば放課後児童クラブの運営は難しくなるということは皆さん認識されておりましたので、そういうことですね、更新はされなかったと思います。ただやはり状況が変わってきたということでそういう中でですね、支援員がいない中で、補助金が支払われたという不手際がありましたので、私どももそこは反省した自分自身も、自分自身にその責任の一端を担ったわけですが、そうやって遡及をすることが駄目という話はありませんでしたので、遡及をすることで補助金を給付することができるのであれば、議会のほうに御理解をいただいて条例を遡及して、補助金の対象となるようにすることが町民の利益につながるのではないかと判断になったわけです。確かに議員が言われるように遡及する年度を超えて遡及することは、本当に可能な限りそういうことはすべきじゃないということはみんな認識しております。その中でやはり町民が不利益を被るあるいは町民が利益を受ける。もうそういう判断のもとで、条例の改正をお願いした経緯があります。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。遡及の部分については後ほど議論いたします。条例の不備について指摘を受けるまでの町の対応についてですね補助金交付申請手続時点での状況の確認あるいはみなし支援、支援員不在の状況を把握した段階でその時点での条例改正を行うという、そういった考えや考えが及ばなかったというような表現を、説明をされておりますが、その付近についてその考え方を再度お尋ねをしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。まず補助金交付申請時点におきましては、各学童クラブから提出が行われておりますが、その時点ではどのクラブにおいて、問題がなかったというところがございます。その後みなし支援員不在の状況の把握時点ではということでございますが、時点ではその条例に沿った対応として支援員の早急な確保ということをお伝えしており、求人情報誌への登録や支援員の派遣ということについてもお話をさせていただいたところがございます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 今のお話を聞きますと、令和3年9月の段階で令和3年4月に条例適用をみなし支援の適用できる条例を改正したら、その現状が解決できるという認識は令和3年9月の時点では持っておられなかった、そういう発想はなかったということですね。その点確認をさせてください。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。その時点におきましては、現、その当時の条例に沿った指導ということで当該学童クラブには対応を行っていたということでございます。条例の遡及ということにつきましては考えが及んでなかったということでございます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。では今回、今年の夏、遡及条例という考え方を9月定例議会で提案されるその準備をされました。委員会等で説明をいただきました。その発想というのは、どこから出てきたものでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。この支援員の不在っていうものが、の指摘についてを県から受けた時点でございますが、県から5月1日時点での実施状況調査がございまして、8月8日に報告を行っております。8月10日に県から当該学童クラブにおきまして、支援員が不在であるということが確認されたことによりあさぎり町の条例においては、当該学童クラブに対して補助金を支給出来ないということ御指摘を受けたところでございます。その解決策を模索する中で、国、県においてはみなし支援を認める状態になっており、あさぎり町においても認める状態になるのであれば、補助金の支給ができる旨のお話もあったというところで、その時点で遡及する条例改正により解決を図る、図ることになったということでございます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。これからの部分が、私の今回の1番肝でございます。不遡及の原則というのがあるのにあえてその解決策としてですね、遡及という考え方を取り入れた。昨年9月、令和3年の段階では、その年の4月に年度内遡及ですね。令和3年の9月に令和4年、令和3年4月に年度内遡及の対応は考え及ばなかった。今回は県の指摘の中で、不遡及の原則を打ち破って、令和4年から令和3年4月に、年度をまたいだ遡及の条例の改正の発想改正案を出された。その理由は、県からそういう話があったということをお話をずっと言われております。であればその助言を受けた場面について、もう少し正確に、具体的にどういう県のほうからですね、話があったのかを御説明をいただきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。先ほども申し上げましたが、あさぎり町において支援員が、失礼しました。あさぎり町の条例において、条例改正、認める、この支援を認める状態になるのであればということのお話があったということございまして、それについて所管課としましていろいろと協議を行わせていただいた中で、条例の遡及ということでの解決に至ったということでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今の話も含めて、説明の中でですね、他の自治体にもそういう条例改正をした事案がある。そういう話も説明の中にもありました。その時9月8日の厚生委員会で、本町のように補助金返還などの問題が発生しているようなこともない、そういうこともないケースがあったが、そういう

ケースだが本当にその2町村についてその自治体について内容まで確認されたかという質問があつておりますが、その時点で、そこまでの確認はしていないという答弁をされております。その後、その例として出されました2自治体について内容の確認をされておられますか。されておられましたら、その内容について御説明をいただきたいと思ひます。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。条例の遡及をされた自治体については協議の中でお示しをさせていただいております。その時点では年度をまたいだ、遡及をしたところがあるのかというような御質問だったと思ひますので、年度をまたいだ遡及をされていた自治体について、お示しをしたというところでございます。年度をまたいだ遡及をされた自治体につきましては、一つはその遡及の理由についてお伺いをしましたが、公設の一つの自治体につきましては、公設の学童クラブを民間委託する際に条例を改正したということでございます。またもう一つの自治体におきましては、支援員に事故等があった際支援員が不在となることを回避するためというということで、お話を聞き、お聞きしております。実際にその段階で支援員が不在の状態だったのかということもあわせてお聞きをしましたが、詳細にはお話は聞けなかったという状態でございます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 条例遡及の助言を受けたとおっしゃる中でですね。私がちょっと別のルートから聞いている範囲では、県の所管課は遡及を認めるか否かは、各自治体及び議会の判断による、判断によるものであることをお伝えしております。という回答があつております。具体的にあさぎり町の場合にですね、今回のケースが遡及をしたらいいですよというような助言、アドバイスそういったことはしていないというようなことが、私がちょっと入手しとることでそういう回答も県のほうからあつてるようでございますが、本当に県からですよ。委員会、全協等で言われた、助言を受けた、アドバイスを受けた。そういう説明されています。今回はそれがですね、その言葉で県がそう言われるんだつたらということでは何かお墨つきを与えたようなですね、そういうことの非常にキーワードなんです。県からの助言、県からの指導、本当に助言とか指導とかいうそういうニュアンスだったのか、再度確認をさせていただきます。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） ちょっと、議会の質問というよりも何か厳しい尋問みたいな話になってきてますが。私も今話をお聞きしててですね、電話でいろいろやりとりする時に相手が誰かによって、少しニュアンスが違ってくることはあると思ひます。確かに今、小谷議員が言われるようなアドバイスのことを言われなかったにしろ、やはり受け止める側ではそういうふうな受け止め方をするとする場合もありますので、その辺についてはですね、やはり小谷議員が県の職員さんに担当の職員さんに聞かれる、聞かれ方をすると、今、小谷議員が言われたような返事をされる。やはり県の職員さんも立場がありますので、そこによって少しニュアンスが違ってくることはあると思ひます。ですので、いずれにしろですね、やはりその条例変更遡及しての条例変更が駄目だというようなことが言われてるわけじゃなくて、そういう選択肢もあるということは、うちの蓑田課長は受け止めて、そういう説明を議会のほうにさせていただいたんではないかと思ひま

す。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。これは恐らく総務課のほうで扱ってると思います。今回の資料、請求資料ですね。今回資料請求をさしていただいております。それについてのどういう質問をされて、どういう回答を市町村課から得られているかの説明をお願いしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 今回の資料請求につきましては問合せは生活福祉課のほうからしていただいております。窓口は一つということで今回はそういう見解で生活福祉課のほうから、担当、担当のほうの子ども未来課です。のほうに問合せをしていただいてそこから県の市町村課のほうに問合せをしていただいたと。いうことで認識しております。その中の回答ではですね、地方議会事務提要第2款その中に、条例の遡及適用の可否というところがございます。一般的に法令の遡及適用は、刑罰規程については出来ないというふうになっております。ただ新法令、法令を遡及適用しても、これに一般国民、住民の利害に直接関係がない場合とか、その利益を増進するような場合には、認められているというふうになっております。そういう資料を県のほうからいただいたところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 今、総務課長から御説明いただいたとおりですが、事務提要ですね、これ一般論です。ここに例で挙がっているのは、その年度の6月の段階でその年度の4月1日適用、現年度分です。今回の本町のあさぎり町の場合ですね。問題にずっとしているのは、年度をまたいで過年度に、そして過年度の補助要件の変更を年度をまたいで過年度に遡って適用していいのか、それは駄目でしょうというのが、議論の1番の大元です。今回のケースは事務提要はそういうことに関しての回答は、条件を満たしておりません。あくまでも一般論ですね。これ何で言うかちゅうと市町村課さん、県も恐らくですね、これ私の推測になってしまいますので断言は出来ませんが、今回のケースに判断に立ち入ることが出来ないんです恐らく。ですから一般論の回答しか出来ない。通常そういう回答しか出てこないはずなんですよ。さっきから何遍も言ってますけど、指導とか助言をこのようなケースでされるはずはないと私は今でも確信しております。ですから先ほどからずっと申し上げてるんですよ。ニュアンスの違いじゃございません。お尋ねします。不遡及の原則についてのですね、認識についてお尋ねしたいと思います。不遡及の原則についての認識、出来ましたら法制関係ですか総務課長あたりをお願いできればと思いますが。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。不遡及に関する認識ということでございますが、法制執務照会という本がございまして。行政から出版されておるものでございます。この中の中にはですね、遡及適用に関する規定というものがございまして。その中には、遡及適用自体は一度築かれた過去の法律関係を覆すことであり法的安定性の点から好ましいものではないというふうに記されております。特にその中では、罰則の遡及適用はもう、憲法上許されないということで、これ憲法第39条に記されておるといふふうになっております。ただ遡及適用自体が、住民の権利義務に影響しない場合やかえって住民の利益になるような場合には、許される

というふうに解されております。そこをとって、今回の遡及の適用についてはそういうことで協議をしてきたということでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 今お話を聞きますと、今回のケース、当然、庁内協議されたでしょうから、総務課長も含めてあさぎり町としての一致した今回の遡及条例。一致して、それは正しいという判断をされているというふうに今受け止めたんですが、私はそれを聞きますと非常に残念であります。こういった事例がまかり通っていくような行政執行をやっていったいいのか。これは私、どうしても譲れないというか私自身としてですね。地方行政の在り方として、地方に限られ、限りませんね。行政の在り方として、過年度をまたいだ補助金の要件を変更する。そういったことがまかり通っていった時に今後どういったことになるか。想像を私は出来ません。非常に残念であります。今のお答えは、後ほどまた再度確認したいと思います。現時点で私の考えでございますが、今回の県のアドバイス指導そういったものをですね、説明の中で、私の考えでは、そういった不正確な説明と私は捉えておりますがそういったことによりまして、議会での議論を、私はミスリードしたと思っております。議員の判断に大きな影響を及ぼしております。県がそうおっしゃってるんだから、よその自治体でそういう事例があるんだから、ですからこの問題は大丈夫でしょうというふうになってきていると思っております。この点はどうしても今、総務課長の御説明であります町としてそういうふうな捉え方されてないようですが、そこは認識の違いということになってしまうかもしれませんが、大きな問題があつてというふうに残っておるというふうに私思っております。次に参ります。9月定例会後、関係者へのですね説明内容などですね、町としての対応及びその後の関係者の動向について、どのように捉えておられるでしょうか。具体的にはですね、関係学童クラブさん、関係者へのどういった説明をしていただいたのか。言いたいことは、9月29日の説明に生活福祉課から行かれたようですがその前に該当クラブの保護者さんへはチラシが配られていた。説明が配られていた。であればそのチラシの内容についてですね、どういう説明を誰がされたのか、何らかのですね説明がなされないとチラシはなかなかつくれないと思っております。その付近についての説明を願いたいと思っております。言いたいことは、どなたが説明されたのか、ちゃんとそこにきちんと内容を正確に伝えておられるのか。そこにそごがあるような気がしておりますが、その点についてお尋ねをしたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。すいません。先ほどの議員の御発言の中で県から助言、指導っていうお言葉でのですね御質問といいますか、がございましたが私たちの説明において指導っていうような言葉を使って説明をした記憶はございません。あくまでも県、県との協議の中で私たちが助言していただいたというところでの認識、助言ということでの統一性を持って説明をさせていただいたと私は思っております。すいません。それと、今御質問のありました。町から提出が、提出をしました条例が否決された後の対応ということでございますが、所管課としましては9月29日に当該学童クラブから状況説明と今後の対応について説明をしてほしいとの要望がございまして出向きまして事案の内容や補助金返還等のスケジュール等についての説明を9月の29日に行ったということでございます。議員先ほど言われましたその文書的な

ものについて私たちは把握はしておりません。その時点ではしておりません。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 同じ質問になりますが町長は学童クラブの関係者、会長さん初めに29日のチラシが配られる前に何かこの件についてお話をされたことございますでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） そのチラシが配られるというのはどのチラシかよく分からないんですが、そのチラシについて私は存じ上げませんが、一応条例が否決されたということについてはですね、子ども会のすいません、放課後児童クラブの役員さんにおわびは申し上げます。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。ここで論点というか、しておるのはですね。何遍も言っておりますが正確な情報が関係者に伝わっているかどうかなんですよ。10月3日の全協で町長は議決の翌日、議決は9月、9月の28日ですが、翌日に会長に電話をして話をしたとおっしゃっております。これは全協でそうおっしゃってます町長が。今町長おっしゃったのはそのことだと思いますが、そしてそのチラシの中にですね、1票差で否決されたことで学童保育を利用している児童たちが待機児童になってしまう。そういった現実が町議会議員さんには理解出来なかったようです。という表現をされております。この表現、議会が議論してきた内容と合致しているのでしょうか。先ほど厚生文教常任委員会の委員長報告もございましたが、その中で議会の中で一言も補助金の返還を学童クラブに求めるべきだというようなことはあっておりません。それは町のほうで考えるべきことであって、学童クラブにそういった経費的な負担を求めるべきではない。それは委員会でも先ほど委員長からの報告もあったとおり確認されておりますし、全協でもそういうことで議会としては大きな合意がこの点についてはあっております。ここで言いたいことは、だから議会でそういう議論をしてるんじゃないかと、補助金返還をしようという、してくださいってこと言ってるんじゃないかとですよ。遡及というやり方そのものがどうなんだっちゃんの議論が根本であったわけですよ。ところがそこに学童クラブの運営が出来ないとかそちらのほうに私の言葉で言わせていただくと問題がすり替えられ、すり替られている。そこが私は正確に、関係者に情報が伝わっていない。というふうに申し上げたいことです。そういった意味で正確に関係者に情報が伝わっていたかどうかというのを、それについての御認識をですね。もう1回お尋ねしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 補助金の返還についてはですね、期日は記憶してませんが全協の中で溝口議員から聞かれました。補助金は町がするのか、文面はよく覚えてませんが、町がするのか、放課後児童クラブがするのかと聞かれたときに私はやはり補助金を受けた事業団、事業団体が返還すべきであるというふうに明確に答えました。そのあとですね、1票差で否決されたというのはこれはもう誰が言おうとライブで放送されてますのでもう皆さんもう既に御存じです。私たちがあえてそこで説明するまでもなく、もう皆さんこの議場にはおいでになってませんが、皆さんライブで聞いておられて、そのときの状況からそういうふうに判断されたと思います。ですから私どもは、議場では1票差ということでしたが、外に出ると町民の皆さんたち

の意見は、やはり遡及とかそういう難しい問題は別にして、そこまで深い御理解はないと思いますが、やはり、放課後児童クラブが健全に運営されることを望んでおられるような意見が多かったというふうに私は受け止めております。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 再度申し上げたいと思うんですが、学童保育を利用している児童たちが待機児童になってしまう。そういう前提での否決であったとは私は認識をしておりません。先ほど言いましたとおりその問題は全く別問題です。遡及の問題と補助金返還の問題を二つ、2通りあるわけですね。これ繰り返しなので申し上げますがそういった議論をずっと議会はやってきておりました。その分は町が対応すべきだというふうにずっと議会は申し上げてきております。最終的にはそれは町の判断でございますので結論はもちろん出ているわけじゃございませんが。ですからそういう混乱が発生した後にその混乱を収めるための対処を町はどうされたか。一つの案として令和4年4月、今年度内の適用を4月1日から適用をするように、そういった条例改正は出来なすかという議論もありました。その時に町の御回答は、いえ前回の条例が否決されましたのでそれ以外のことは考えておりません。かたくなな回答でした。少なくとも令和4年度の事業に関してはその提案があれば解決出来た話です。少なくともお金の問題に関しては。それを町が提案されなかったで、議員発議という形で行ったわけですが。例えばそういう一つの方法、それも含めて、あるいはいろんな混乱状況の中にきちんと、先ほどから繰り返しまして申し上げるとおりきちんとした情報が説明がなされてなかった結果、いろんな新聞投書あるいは要望書出てまいりました。しかし多くはですね、きちんと説明がつけばクリアできる話。あるいは、町が補助金の返還の問題と別途、その対応を考える。そういったことをされればですね。どういう結論になるかどうかは別としてその可能性は十分、解決できる可能性は十分あった。その部分がなぜなされなかったのか、あれだけの混乱があったのに。ということで混乱を収めるための対処をですね、私はなされてなかったと思っておりますが、なされているのであればですねどのようにされたのかですね、ちょっとお答えをいただきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。議員が言われること、令和4年4月1日に遡って補助金のみなし支援を認めるというような条例にすればどうかという御意見ですが、仮にそれをしましても令和3年度の補助金の返還問題が出てきます。議会のほうではこれは町が負担すべきというような御意見でまとまっておられるようですが、これも悪しき前例を作ることになります。町は、いろんな団体に事業所に補助金を出しています。そこには全部要綱がついてます。例えば、施設の中である程度の資格を持った人がいないと出せない補助金があったとします。それで後になってその有資格者が不在のまま補助金を受け取っていたと。そういう事業所があったとした時に、では、それは町の責任だからそれも町が負担するから事業所は負担しなくていいのか。ということになると、たくさんの施設がですねあさぎり町はという話になってきます。そういうことを考えたら、私も民間にいるときに補助金を受けてきましたが、やはり気づかずにそこで補助金を受ける資格がなかったと、というような事例があったというのは私たちも見てきました。ほかの事業所ですね。そういうときにはやはり受けた事業所が返還するのが、私は普通だと思っております。今回はもう放課後児童クラブと

の、そういう協議をすることはありませんでしたが、これについてはですね、いろんなまだ角度から見ているかなければなりませんので、放課後児童クラブの補助金の問題についてはまだなされておられませんでしたが、一般的な話としては、やはり補助金を受けた事業所が要綱に沿っていないならば、私は返すべきであると。そうなったならば、やはり令和3年4月1日に遡及して条例変更ができる。先ほど総務課長が言いましたようにですね、町民の利益につながるものであれば許されるというような、そういうふうな事例もありますので、そういうことを適用させていただいたと。ただ、小谷議員が言われるようにこういうことをすると将来が怖いと言われます。こういうものをですね、将来も事例としていくつもりはありません。今回の場合は、今申し上げたようにやはり補助金の返還をすることでやはり放課後児童クラブの経営が厳しくなるということから、令和4年4月1日からの遡及ではなくて、令和3年4月1日からの遡及にこだわったわけです。それからその動揺を収めるということについてはですね、私たちが民間の人たちが意見を言うておられるところにですね出ていって収めてください、静かにしてくださいというわけにはいけません。それは皆さんたちの考えでの行動ですので、そこはもう私たちは静観するしかないと思って見守っていました。

○議員（1番 小谷 節雄君） 議長。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 今、町長のお話の中でですね先ほどの総務課長から説明、事務提要の問題なんですが、一般国民の利害に直接関係がない場合あるいはその利益を増進するような場合には、ここで言うその利益を増進するというのを今回のケースに当てはめて考えておられると思いますが、それは一部の利益であってですね、この利害関係、直接関係ない。これ利害が発生するんですね、利があれば害があると。税金を投入する公費を投入するわけですから、今回のケースでいきますと該当する団体さんについては利があります。しかし町民全体、ほかの町民全体から言うたら外という表現はあれですけど、利ではありません。公費を負担するわけですから。今回のケースですからこの部分をもって該当するとおっしゃるのであればですね、それは今回のケースは違うと思います。その辺はよく、確認をされたらいいと思っておりますが、私の認識はそれは違う。これを適用したら何でも出来ます。AさんにとってプラスはBさんにとってマイナスなるんだけど、Aさんにとってプラスだからオーケーという話になってしまうんですね。あるいはCさんにとってプラスだけど、それ以外の全住民にとってマイナスだけどCさんにとってプラスだからオーケー。ここはこの事務提要へっていうのはそういうことを言っていると私は思っておりません。ちょっとこの議論はもうちょっと置いときます。最後に、1点だけ私お尋ねをいたします。もう町長が先ほどおっしゃいましたので同じ答えと思いますが、今回の遡及条例に類似した事案、そういうものがもし発生した場合ですね。どのような対応をとられるのか。先ほど町長はいや、それは、もう今回だけですよというようなニュアンスのことをおっしゃいましたが、本当にそれで済むのか。必ず前例あるいは他町、他自治体の例。今回の中でも説明を使っておられますが他の自治体でどうあった、前例はどうあった。そういうことを根拠の一つにするんですね。今回のケースはその根拠に十分、今後のですね前、前使いましたけど悪しき事例の大きなきっかけになりうると思っておりますが。それを含めて、町長先ほどの若干触れられ、触れられましたけど、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） やはりこの令和3、2年の条例改正を行わなかった。また、令和3年に気づいたときに行わなかった。そういう一つの事務上のミスが続いて今回のことになったわけですが、今回ですね、この事件、この事件といいますか補助金支給について条例にそぐわない支給をしてしまったということで、議会のほうからも先ほど説明がありましたように、4回の常任委員会、それから4回の全員協議会の中でいろいろと御質問を受け、そして担当課はきちんとそれに誠実に答えてきたと思います。こういう状況をですね、うちの職員たちも今は工作中ですから、ライブで聞いている者はいないと思いますが後で録画等で確認したり、または議事録で確認して、そして、やはり1人一人がですね今回のことの重要性をしっかりと受け止めて、そしてこういうことがないように、私は職員達にいつも話をしています。報告、連絡、相談をしなさい。何でも自分で判断せずに行きなさい。また上の方はやってる仕事を確認してください。ちゃんとやってるか。自分、この自分だけの思い込みでやってないか。そういう確認をしてくださいということを、朝礼とか、そういう場で話をさせていただいています。今回、本当にこのことで議会のほうからは厳しいという言い過ぎかもしれませんが、御指摘をいただいて私たちも本当にしっかりと仕事をやっていくことの重要性を確認出来ましたので、そういうことでこういうことが起きないように。ただ、人のやることですからミスが起きるかもしれません。絶対ないとは言いきれませんが、そのときにはやはり町に迷惑がかからないように、あるいは住民が不利益にならないように。そういうことはしっかりと考えて仕事を、私は指導していきますし、職員たちも今回のことは身に染みていい体験をさせてもらったと思います。以上が私の答えです。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今町長がお答えがございましたので、もう、これ以上申し上げないと思いますが、最後に。繰り返ししつこいようですが今回の問題点を私なりに整理して、最後にもう一度だけ言わせていただいて終わりたいと思います。今回の件につきまして、まず行政の事務処理上の過失から発生した問題を処理するために論点をすり替え、しかも根拠が曖昧な遡及条例改正案という提案にそういった手法をとられたことが1点。問題点を指摘しての条例改正案否決後であっても、これ議会の議決ですね。事前の対応策を適切にとらず、結果として、関係者をはじめ、一部町民の間での混乱収拾にも、手をこまねいておられたというふうに私はとらえております。何よりも、過年度に遡っての補助要件の変更という町としての行政執行上の規範や財政規律などの面から、私は思っていますがやってはいけない一線を、レッドラインを超えた。絶対に避けなければならない悪しき前例をつくってしまった、という現実があると。今申し上げたのは私の認識でございます。ちょっと、言葉としてですね厳しい表現をしておりますが、私の正直な気持ちでございます。この点につきましてはですね、今日ちょっと取上げさせていただきましたが、先ほど町長がですねこれを一つの教訓としてきちんと対応したいということをおっしゃっていただきましたので、その点につきましてですね、御期待をしていきたいと思っております。最後になります。ちょっといろんな先ほど町長からも指摘を受けましたが、厳しい表現をしたことは若干私も今まづかったなと反省をしながら思っておりますけどもね。思っておりますので、その点についてはおわびしたいと思っております。とにかく、是非こういったことが、こういったことというのは、こういう手法をとらなければならないような事案がまづ発

生しないように、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で私の一般質問を終わりたいと思ひます。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、本当にですね、厳しく言うつもりはなかったという、本当に優しい言葉を最後にかけていただいて、少しは救われた思いですが。今回の小谷議員の戒めを教訓として、こういうことが二度と起こらないというのは先ほど言いましたように、人間ですからミスがあるかもしれませんが、そういうミスをできるだけ減らすように、こういうことがないように、今回のことを戒めとして、みんなで力を合わせて頑張っていきたいと思ひます。本当にいろいろ御教示いただきましてありがとうございました。

◎副議長（森岡 勉君） これで1番、小谷節雄議員の一般質問を終わります。ここで休憩したいと思ひます。午後は1時30分より開始いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時30分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に7番、豊永喜一議員の一般質問です。

○議員（7番 豊永 喜一君） 議長。

◎副議長（森岡 勉君） 7番、豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 7番、豊永です。昨夜遅くまでサッカーのワールドカップを観戦していましたので、多少睡眠不足であります。非常に敗戦でショックを受けておりますが、ドーハの悲劇がドーハの歓喜に変わったということで大変日本に感動を与えていただきました。是非これをですね、感銘を受けて通告に従ひまして一般質問をさせていただきます。まず最初にマイナンバーカードについて質問をさせていただきます。政府は現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体、一体化させたマイナ保険証に切り替える方針を表明しました。本来は任意であるカード取得を事実上義務づけられました。デジタル化の必要性は住民の多くが認める場所ですが、ただそのための環境が整っているとは言えません。個人情報の漏えいやカード取得に対する不安は根強く、医療機関の対応も進んでいません。マイナンバーカードは交付開始から7年目になりますが、9月末時点で全人口の半分程度しか取得されていません。政府は市区町村ごとのカード普及状況に応じて地方交付税やデジタル関連交付金の配分額に差をつける方針です。マイナンバーカードの取得、取得について課題と対策を伺います。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 今の豊永議員もサッカーの話をされましたので、私も少し今日、クロアチアにPK戦で負けましたけど、90分の試合は1対1でしたので私は立派な試合だったと思ひます。確実に日本は力をつけていると。次のワールドカップが楽しみだなと考えております。豊永議員と一緒に応援していきたいと思ひます。すいません、マイナンバーカードについてですが私も町長就任当時にですね、急ぎ過ぎると御指摘を大分いただきました。自分ではそれがいいだろうと思ひたんですが、やはり周りの理解をですね十分

とりながらやっていくことが必要だと。4年目になってそういうところを私も学びましたし、このマイナンバーカードにつきましてもですね、やはりもう少しこう国民に納得のしていく説明をして納得していく形で進めていければ、今豊永議員が言われるような、国民の不安もなくなるのではないかとは思いますが。ただやはりこれからデジタル化の中で、マイナンバーカードで国民一人一人をひもづけするといいますか、することのほうがことが、やはり行政をやっていく上で、効率がよくなっていく。無駄がなくなっていく、間違いがなくなっていく。いろんな住民サービスも徹底して行える。そういうところが目標だろうと思います。今担当課のほうもですね、いろいろもう出前をしながら取得率を上げています。その中でですね、町民の皆さんにも理解を得ながら進めているところでございます。またいろんな問題が起きましたら、まだ、町民の皆さんからの不安の声とかそういうものがありましたらですね。そういうときには町も立ち止まって、しっかりと対応していきたいと思っております。

●町長（尾鷹 一範君） 豊永喜一委員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。これは国の政策でありますので、なかなかですね言いづらい面もあるかというふうに思います。ただ町長もおっしゃったようにですね、私もまだカードを取得をしていないんですが、やはりですね、何といいますかパソコン、スマホ等、デジタルの部分において非常に疎いといいますか、なかなか使い切れないという人たちにとっては、なかなかハードルがですね高い部分もあるわけですよ。もう横文字持ちばかりの文字が出てきて云々という話で、なかなかぎゃあ操作をしても進まないという部分もありまして、そういった戸惑う面が多少あるかというふうに思います。今から多少いろいろ聞いていきたいというふうに思っておりますけれども、そういったこともあわせてですねまずマイナンバーカード取得のですね、メリットデメリットというのはどういうふうに捉えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。メリットとしましては、今後国が進めていきます。

◎副議長（森岡 勉君） マイクをもう少し近づけてお願いします。

●町民課長（山口 和久君） 今後国が進めていきます、ガバメントクラウドていうのがあると思うんですが、それによっていろいろな行政サービスが作れることに対して、マイナンバーカードを使用するというふうに思っております。また、デメリットにつきましては、先ほど議員がおっしゃっておりますマイナンバーカードに対する不安ですね。そういうものが、町民の方はなかなか拭えない。やっぱり国のほうでみんな管理されてしまうとかですね、そういう情報が先ば、先走ってしまってますので、そういうのがデメリットかなって感じております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。なかなかですね、一口でメリットの部分、行政サービスと言っても、なかなか持ってる方の話を聞きますと、使用頻度といいますか、どういった場面で使うというところが、あんまりない。というような話も聞きます。そういったところではメリットはあんまり大したことではないのかなと、今現時点ではですね、そう感じる人もいるのではなからうかというふうに思いますけれども、ただ

国が非常に普及を進めているというようなことですね、期限を切ってという話もありますので、こちらあたりですね、それはもう国が言うからという話でありますけれども、それでは町はどうするのかということ、今後ですね町がその方針を決めて、どういうふうに推進していくのか、いくのかという、その対策といえますか、方策をお尋ねいたしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。確かに町民課だけで出来る、このマイナンバーカードを使用してですね、政策的なものは限られておりますが、これを関係各課にですね、情報などを共有し、することによって、いろいろなベンダーさんが今考えていらっしゃることもあると思うんですが、そういう部分をですね、広げといてメリットを増やしていくっていうのが、今後やるべき政策かなと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。はい。確かにですね、情報を共有すればいいことばかりではなくてですね、デメリットの部分もあろうかというふうに思いますけれども、現在その推進状況を伺いますと、出張ですねなるだけ普及を図っているっていうような状況だろうというふうに思いますけれども。まずそのマイナンバーカードの取得率、それから保険証としてですね、登録した人数。年代別というのは調べてありますか。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。本町におきましての取得率ですが、昨年度3月末現在では33.03%でございました。現在、11月27日現在では45.89%。数としまして、6,798人となっております。また、医療機関の登録者数というのはちょっと本町では把握出来ておりません。その代わりといたしますかですね。人吉球磨の医療機関、また、局等で使えるのを御紹介させていただきたいと思うんですが。11月13日現在で医療機関が人吉球磨で35か所、あさぎり町で3か所、薬局では人吉球磨で24か所、あさぎり町では2か所となっております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。11月27日現在で45.89%。あさぎり町においては、まず半分も行っていないというようなことでございます。国の調査ではですね、11月27日時点で7,568万341件、60.1%という統計が出ていますが、その点についてこれを比べますと、進捗はまだ進んでいないというようなことが身請けられますけれども、これが期限がですね、マイナポイント事業あたりの絡みもあって、12月末というようなことがありますけれども、このあたりですね、マイナポイント事業あたりを売り文句と言えはおかしいですけれども、これから推進材料の一つになるのではなかろうかというふうに思いますが、そこらあたりはどういうふうに考えておられますか。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） 議員言われましたとおり、今月末でマイナポイントの申請期限を迎えることになるんですが、現在、健康推進課のほうでコロナ接種をしていただいております。その方々には、折り込みを入れまして、その都度、御紹介をしております。最近はですね、コロナ接種会場におきまして、郵送請求のほうがちよっと多くなってきてるんですけど、やっぱり現在うちのほうではその交付対応が1台でやらせ

ていただいているものですから、その郵送請求にかえますと、交付を受けなくても御手元に届くっていう形がとれますのでそういう推進もやっていっております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一委員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 推進をする中で、実際交付申請辺りをですね取りまとめられている。おられるかと思うんですが、その感触としてですね。今、マイナポイント事業も含めてですけども、今後どのくらいですね増えていくのか、割合的にどういうふうに計画といいますか、そういったことを何か考えていらっしゃるでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。先ほどの数字で現在交付数を述べさせていただきたい、いただきたい。交付数を述べさせてもらいましたが、実際、今申請数におきましては本町は11月27日現在で9,183人、割合にしますと61.98%となっております。残り期間を考えますと、申請数においては70%ぐらいを目標に今現在進めているところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。最終的な目標が約70%程度という話ですけども、先ほど年代別にですね分かればそれが1番よかったんですけども、冒頭申し上げましたように非常に何ですかデジタル化に対してですね、なかなか結局、高齢者とかあるいはですね認知症の方もいらっしゃいますですね。そういったところでですね、申請あたりがどういうふうな状況、恐らく若者世代は普及率はものすごい高い、高く、年代が上がるにしろ普及率は下がっていくんだらうというふうに思っておりますがそこら付近の状況はいかがですか。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。正確な数字とかは持っておりませんが、例えばコロナ会場に行ったときにですね、申請をされる方におきましてはやっぱりご年配の方はなかなか抵抗があられると。若い方は恐らくですね、御自分で申請がされておりますのでそういう普及は確実にやっぱり高齢者の方が悪いのかなと感じております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。恐らくそういう事例になるだらうというふうに思いますけれども、それはこれがですね。このマイナンバーカードがマイナ保険証に代わると、切り替わるというなことでこの逆に言わせれば、高齢者の方は今度は病院にかかる割合あたりはものすごく増えるわけですね。そこで先ほども話がありましたけれども、現在の球磨郡内の医療機関で使えるところもまだ環境整備が整っていないというふうに思いますけれども、ここら付近がなかなか非常に普及する、普及推進する上で障壁になってくるんではなかろうかというふうに私は思い、思うわけですね。ですから、ここら辺りを町民の方にそこら付近は聞かれた時にどういうふうに説明して理解していただくのかという。もうこれはもう国としての課題も残るわけですけども、町としてはもう1番末端でですね、直接そういう話をしなければならないということもありますので、そこら付近あたりの説明を今後どうされていくのかを伺いたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。そこは確かに課題だと思っております。なかなかその私たちが現在はマイナンバー取得に向けた普及をまず優先的にやらせていただいております。そのことによってそういう課題がまだ残っている状態ですので、今後町内においてはですね全医療機関、薬局辺りをですね、登録していただくようなことをですね、少しずつやっていきたいと思っております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。これは町だけでですね、解決できるような問題ではなからうとは思いますが、そこら付近もですねもう要望等を含めながらですね、やっていただきたいというふうに考えております。マイナ保険証も、何て言いますかデメリットばかりではなくて確かに診療機関も整備が整えばいいこともあるんだなというふうには感じるころがあります。運用次第ではですね非常に便利なこともできるんだらうというふうに思いますけれども、何ていうのですかね。ただ国の一元、最終的には免許証まで一元化されるという話で。ここらあたり国民あたりがですね、ちょっとそれは何もかも国に管理さるっとならうという話に不安があるわけですね。そこら付近が今後の普及推進に特に高齢の方は不信感が増すんではなからうかというふうに思うわけですね。そこら辺りを今後どうしていくのかというのは町だけの課題ではなくて、もう国全体で考えるべきと思いますが、普及は急げという話にならうかというふうに思います。町長その辺りの矛盾点と申しますか、そういったところをどういうふうにするのか、考えをお聞きしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 中野デジタル審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登君） はい。お答えいたします。マイナンバーカードにつきましては議員おっしゃっていただいているとおり、デジタル化を今後進めていく上で非常に重要な要素になって参ります。むしろもうその土台と申しますか。町でデジタル化を進めていくための土台としてマイナンバーカードが捉えられていく世の中にこれからなっていくのかなと考えております。ただ一方で、おっしゃっていただいているとおりですね、町民の方々、不安を抱えてらっしゃるところはあるかと私も存じておりますので、そこは国のほうでも例えばデジタル庁の担当大臣ですとか総務省の同じ大臣ですとか、個別にユーチューブなんかですね、マイナンバーの取得について動画を挙げて説明をしてですね、不安を拭き去るようなことをされておりますけれども、町のほうでもですねより町民の方々に近い立場としてですねそういった御意見いただいた場合には、真摯に対応してまいりたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今デジタル政策審議監のほうからも、お答えをさせていただきましたけど、やはり町民の理解を深めることがまず第1。それとやはりまだあさぎり町の場合は、マイナンバーカードを使う場面が全然ありませんので例えば身分証明をするときですね。免許証を見せてくださいから始まるんじゃないかと、マイナンバーカードを見せてくださいと。そこで身分証明がまず取れたらもうそれでオーケーと。やはり利用価値を体験してもらいたいのも一つだらうと思っております。それと今、せっかくデジタル政策審議監にも来ていただいておりますので、町民の皆さんが集まる場所ですね、時間があれば、加入して、加入促進だけ

じゃなくて、マイナンバーカードの分かりやすい説明ですよね。そういうものもやっていけばと思います。広報あさぎりで10月号でしたかね、11月号。私のページのところで政策審議監がマイナンバーカードの加入促進の記事を書きましたけど、時々はですね、そういうところにページを割いて、マイナンバーカードが、メリット・デメリットというか、主にメリットになるかもしれませんが、デメリットについてはそうじゃないんですよという説明もさせてもらいながらですね皆さんたちにより理解をしていただくような方策をしていきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。ぜひですね、そういったこともですね、していただければというふうに思います。冒頭申し上げましたように国がですね、市区町村ごとにカードの普及状況に応じて地方交付税やデジタル関連の交付金の配分額に差をつけるというようなことで、全国各地の自治体でも優良事例あたりが何例が出ておりますけれども。結局、何て言いますか非常に普及をなりふり構わずですね、もうあめとむちを使ってって話でですねそこはちょっと、納得いかない部分がありますけれどもそういったことで、ただ何、何もしなければ交付金は全然来ないという話になりますので、町独自のそういった推進策をどのように今後していくのかということとは考えておられますか。

◎副議長（森岡 勉君） 中野デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登君） はい。お答えいたします。御指摘のとおり今年の6月にですね示されたデジタル田園都市国家構想の基本方針において、先ほどもちょっと私申し上げましたけれども、マイナンバーカードデジタル社会の基盤と捉えてですね、そういったものが普及している団体についてはより一層強力に地域のデジタル化を進める地盤が整っているという観点から、交付金ですとかデジタル田園都市国家構想交付金の加算要件にするですとか、そういった方針というのが示されているところでございます。町としてもですね、そこについては積極的に例えばデジタル田園都市国家構想の交付金であれば、要求ができるように努めてまいりたいと思っているところでございますので、デジタル田園都市国家構想の交付金の一つのメニューではあるんですけれども、マイナンバーカードの交付、申請率がですね、要件になっているものがございます。そこが今の段階で示されている情報ですと、申請率が7割以上の団体が対象になっている交付金メニューというものがございますので先ほど町民課長からも70%を当面の目標にするということで答弁させていただいておりますけれども、そういった意識でですね、普及促進に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。当面の目標が70%というようなことで、それが交付金の最低要件といたしますか、そういったことをなろうかというふうに、という捉え方でよろしいんですね。

◎副議長（森岡 勉君） 中野デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登君） はい。お答えいたします。あくまでちょっと交付金の一つのメニューにおける要件ということになりますのでそれに限った話でありますけれども、少なくとも70%以上というところは目指してまいりたいと思っております、すいません具体的な策について先ほど答弁し忘れまし

たのであわせてお話しさせていただければと思いますけれども、今町のほうでは先ほど町長からもありましたとおり広報紙のほうで、ちょっと私分かりやすいという、自分で自画自賛するのもなんなんですけども、形です、マイナンバーカードの取得状況について御説明を差し上げたり、また今ちょっと準備をしているところではございますけれども、町内の各種事業者団体のほうにですね、出張をさせていただいてマイナンバーカード、団体でまとめて申請をいただける場をですね、作ると。もちろん申請自体は個別にさせていただきなさいいけないんですけども、各団体のほうに出向いてですね、申請をするような、そういったところが出来ないかということで調整をさせていただいているところでございますので、そういった形で、役場のほうから足を運んでですね、申請をいただくというような形で進めていただき、進めさせていただければと考えている次第です。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。是非ですね、せっかく国からおいでになってる審議監もいらっしゃいますし、ぜひ現場のほうに足を運んでいただいて町民の方々もですね、顔見知りになってやっていただければ、まだよりよい交流とかも出来ますし、ぜひ普及におきましてお願いしたいというふうに思います。そういうことで、マイナンバーにつきましては以上で終わらせていただきます。

○議員（7番 豊永 喜一君） 次にシルバー人材センターについて、お尋ねをしたいと思います。来年10月に消費税に導入されるインボイス適格請求書に、県内のシルバー人材センターが危機感を募らせています。会員に支払う報酬に係る税負担が新たに生じるためです。シルバー人材センターは、高齢者に就労や生きがいづくりの場を提供していますが、財政的な余力に乏しいのが現状です。今後の課題と対策を問います。消費税にですね、導入されるインボイスについては私も勉強不足でよく分かりませんのでそれを一応説明していただいた後にまた質問させていただきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。それではインボイス制度の概要について説明させていただきます。令和5年10月から開始されますインボイス制度。適格請求書等保存方式でございますけれども、これは令和元年10月の消費税の引上げに伴い、食料品などに対しまして軽減で税率が導入され、10%と8%の二つの税率が混在することになりました。この複数税率に対応した税金の発生を証明するため、取引業者間において売手側から、買手側にインボイス、適正、適格請求書を交付して保存する新しい制度になります。現在はこの資料の左側になりますけれども、売手側が交付する請求書等に消費税額が明記されていなくてもその請求書等に係る取引が、消費税保障、消費税法上の課税取引、に該当するものであれば消費請求、すいません。請求書等の金額に消費税が含まれるものとして事業者は仕入れ、税額控除を行うことが出来ます。また請求書等の交付金もございません。それが来年の10月からは、資料の右側の意味でございます。適格請求書発行事業者から交付を受けたインボイスの保存が仕入れ税額控除の要件となります。適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、インボイスの交付及びうちの保存が義務づけられます。適格請求書発行事業者として登録を受けるためには、令和5年3月31日までに、税務署長に登録申請を行う必要がございます。登録後は、課税事業者として年間売上げ、年間課税売上高のいかんを問わず消費税の

申告が必要となります。ただし、インボイス制度開始から一定期間は適格請求書発行事業者以外のもの、例えば消費者、免税事業者、または登録を受けていない課税事業者の方々になります。からの課税仕入れがあっても仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。また11月30日開催の与党税制協議会で、消費、小規模業者の税負担を軽減する経過措置を導入するというところで一致し、12月にまとめる2023年度与党税制改正大綱に反映するとの新聞報道がなされています。これは消費税納付、消費税の納付を免除されている売上高1,000万円以下の小規模事業者が消費税を納税するというを選択した場合、3年間は納付額を売上げ税額の2割に軽減すると。激変緩和措置ということになります。以上がインボイス制度の概要の説明になりますけれども、ただいま資料をお送りしました。これはですね例えばJAくまあさぎり支所で農業者向けにインボイス制度とはどういうものかという説明会を行っております。1回目は11月28日に税務署職員から、このリーフレットを使って説明を受けております。また期日は未定ではございますが、1月下旬に同内容の説明会を行う予定でございます。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。ありがとうございました。分かったようで、よく分からないというのが現実だと思いますけれども、ただ要するに8%と10%の分かれてる部分がですね、どっちみち消費税は、消費税は預かり税と言われてはいますが、それは納入しなければならんという話になろうかというふうに思いますけれども、やってみらんきゃ分からないという部分が大体そうだろうというふうに思いますけれども、ただこのことによってですね、シルバー人材センターの運営が非常に危機に陥るのではなかろうかというような新聞報道もございました。それでですね、一応事務所が農村女性の家から白寿荘に移転されたけれども、現在のですね、運営状況についてお尋ねをしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。それではシルバー人材センターの近年の事業収益とか、そういった点でよろしかったでしょうか。はい。まず直近3年程度の事業収益等を御回答したいと思います。令和元年度1億1,066万9,000円ということでございます。繰越金額は11万5,000円となっております。令和2年度1億1,429万3,000円と繰越し額が93万1,000円。令和3年度では9,507万6,000円。繰越金額が94万3,000円となっております。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。私は昨年の6月の定例会でもですね、シルバー人材センターについてはお尋ねをしましたけれども、収入支出といいますか、収支状況におきましては令和3年度も9,570万6,000円ということで、若干は落ち込んでおりますけれども次期繰越し金が94万3,000円ということで、ここ5年ぐらいの状況を見るとほぼ横ばいというふうな状況が見受けられて、今のところ安定しているなという印象を受けます。この中で一つですねシルバー人材、人材センターの課題として会員数の減少がですね、その時課題で大きくあったわけですが、会員数の推移については、1年半前と比べてどうなってるでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。シルバー人材センターの会員数でございますが、こちらも直近3か年を御報告させていただきたいと思っております。令和元年度154人、令和2年度152人、令和3年度124人となっております。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。会員数についてもですね、令和3年度については前年比35人程度減ったという話がありましたけれども、今の話を聞けば124ということで、若干減りはしていますけれども大体横ばいという数字ではなかろうかというふうに思いますけれども。でですね、このインボイス制度が導入された場合にですね、シルバー人材センターの運営について、どのようになっていくかという試算はなされているのでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。まずシルバー人材センターの会員におかれましては個人事業者となりまして、年間課税売上高が1,000万円以下の消費税の納税義務が免税される免税事業者となりますために会員が自ら税務署に申請しまして課税事業者にならない限りインボイスを交付することは出来ないということになります。このためセンターとしましては、インボイス制度施行後は会員に支払う配分金に含まれる消費税額分について仕入れ税額控除を行うことが出来なくなりまして、新たな経費、経費負担、消費税の納税が発生するということになります。そういったことで、このシルバー人材センターの事業の運営に対して大きな影響があるということで考えられているところでございますが、実際の試算につきましては現状では把握はしていないところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。試算がなされていないということで恐らくこれが納税した時には恐らく繰越金あたりが90万程度しかありませんので、恐らく赤字に転落するのではなかろうかというふうに思いますけれども、このままいった時には赤字転落という話になろうかというふうに思いますけれども、そこら辺りをですね協議をされているのかどうか。国のほうではですね何ていうんですか、救済措置あたりの検討あたりもなされているようではございますけれども、一方ではもうされない時にはですね、もうそのままという話もあるかというふうに思いますが、今協議のそういった対策といいますか、内容協議の協議あたりは進んでいるのでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。まずシルバー人材センターにおかれましては、県の連合会また国の事業組合でしたか、もございまして非常に情報共有されまして、この件に関しても取り組んでいただいているようでございます。まず県のシルバー人材センター連合会におかれましては、本年6月と10月の県内事務局長会議におきまして、インボイス制度の説明と現在の活動状況について報告がなされております。県の事務局からは活動状況としまして、本年当初から関係の国会議員、都道府県議会、市町村議会、全国市長会、全国町村会等への説明、要望活動を行っているということ。その結果各都道府県議会、市町村議会、全国市長

会、町村会から自民党及び関係省庁に対して、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進を目的として、設立されたシルバー人材センターにおいては、安定的な事業運営が可能となるよう会員への配分金、配分金については、インボイス制度の適用除外とするなどの特別な措置を講じること等の要望活動、意見書提出を行っていることが報告されております。一方でシルバー人材センターを特例とすることは、現実的には厳しい状況も想定されますので、シルバー人材センターとしましては、インボイス制度が予定どおり施行された場合の対応についても、検討がなされているところでございます。原則としましては、なかなかその今でも今現在でも少ない配分金から、その分を差し引かせていただくことということも、かなり厳しい状況でございますので、料金の値上げで対応することを検討せざるを得ないのではないかとということで、検討がなされているところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。何もその方策が見つからなかった場合は料金値上げという話なんですよけれども、なかなかですね要望書を上げるだけではなかなか通らない部分もあるのではなかろうかというふうに思いますけれども、11月26日付けの新聞記事ではですね、シルバー人材センターの契約見直し検討という記事が載っておりましたけれども、これをすることによってですね、何といいますか、最終的には、仕事の発注者のほうに税負担が生じるような話で、いってるような話ですけれども、もう逆に発注者のほうに税負担が生じれば、今度は仕事の発注量あたりが逆に減るのではなかろうかという懸念もありますよね。そこら付近が難しいところというふうに思いますけれども。ここらあたりがですね、なかなか難しい、はっきり決まっていないという事で町長にお尋ねをしますが、まずシルバー人材センターがこういった新たな税負担が生じて運営が困難になるという時に町としてはどういうふうにするのか、まず伺いたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） シルバー人材センターが出来た当初は町からの補助金が出てました何年ぐらい出たかちょっと私も記憶にないんですけど。でもしばらくしてからもう補助金なしで運営をされております。歴代の事務局長さんも私も存じ上げていろんな話を聞いてきましたけども、リーマンショックのときにはですね、非常に仕事が少なくなったということで国からの支援があったときがあったそうです。ですので今度のインボイスについてもですね、それによってシルバー人材センターの運営が全国的に非常に厳しくなってきたら、やっぱりそれについてはやっぱり国あたりにもですね、要望していかなきゃいけないというふうに思います。それともう一つは、これも事務局長から聞いた話ですがシルバー人材センターは銀行からの借入れが出来ないんですよ。だから一時運転資金を借りるということも出来ない、出来ませんので、また借りたら返さなきゃいけないお金ですから、借りないほうが1番いいんですけども。例えばもうシルバー人材の会員さんにお金を払わなきゃいけない。でも、まだ売上金の回収が出来てない。というような、短期間のときに資金が不足する。という事態とか、そういうものがこれから想定されることもあります。ですので、今シルバー人材センターの理事長代行も民間企業経営されてる方ですので、そういうところの経営感覚はお持ちですから、それと事務局も事務局長も事務員さんもしっかりした方ですのでですね、よく協議をしていた

だいて、やはりさっき言われたような、試算表ですね。将来の試算表もつくっていただいて、そういうところでやっぱり今後の資金の流れをしっかりと把握していただいて、もうお金が足りないということがないように。その時にどうしても足りないときに町から補助金を出すかと。いうことはそれはまだもうちょっと先の私は話と思うんですよね。これまでもですね、令和元年に当時の副町長が理事長の時も11月頃にこのまんまでいくと90万ぐらい赤字になると。いう話だったんですがその後関係者の方々の御尽力で、結局年度末にはですね、90万ほどの利益が残ってましたのでそういうふうな経営努力もやってもらいながらですね、そちらのほうも私どももしっかり、シルバー人材センターと連携をとって今度のインボイスの制度を運営していく上です、どういうふうな資金的な資金繰りが変わっていくのか、そういうところは注意して見ていきたいと思えます。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。シルバー人材センターはですね、もう確かに経営努力の部分ですね、このインボイスによってどのようになっていくかという試算は当然していただきたいですし、町長におかれましてはですね、これも国に対してもぜひ要望していただいてですね、ぜひ何らかの対策を練ってもらおうということも一つは重要ではなからうかというふうに思います。それから、一応このインボイス制度についてはですね、非常にシルバー人材センターの問題だけではなくて、いろんな、いろんな業者さんあたりでもですね影響を与えるというふうに私は思うんですけれども。ここらあたりでもですね町内の経済を考えた時に、こういったことも町としての課題にまた出てくるのではなからうかと思うわけですね。新型コロナ、あるいは物価高の高騰でですね。非常に事業については苦しいところも多いと聞きます。そういったことに合わせてダブルパンチではありませんけれどもそういったことも出てくるというようなことで。今後のそういった経済対策においてもですね、ここら付近のこともですね、考えていただきながら検討を練っていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今日の熊日新聞にもですね、困窮家庭を救うためには家計簿を指導しなさいというようなことが記事に載ってました。やはり1番の基本はやっぱりそういう経理ですよ。だから家庭においても事業所においても農家さんにおいても、やはりしっかり経理をやって、そういう消費税額が書いてある請求書とか。そういうものをきちんとしながらやっていくと、そう負担になるような消費税額の増額には私は、結びつかないんじゃないかなと思うんです。そこら辺がしっかり整理されてないと結局はもうこのくらいだろうということで処理された時に、そこが1番怖いわけですので。だからしっかりと経理を進めていくように。明日そういうふうな質問もありますので、そこでまた答えをさせてもらおうと思ってましたけども。やはりしっかり簿記をやっていくことが経理をやっていくことが大事ではないかと思えます。そういう支援をしていくことですね、インボイス対策になるし、経営の強化にもなるとは、私はそのように考えております。

◎副議長（森岡 勉君） 豊永喜一議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい。経理についてはですね、一朝一夕でできることではありません。これ

は積み重ねだろうというふうに思います。ですから、外的要因、物価高騰とか、新型コロナあたりはですね経営とはまた別個の問題でもありますし、総合的に考えていただいでですね、また対策あたりのですね、検討もしていただければというふうに思います。非常に困難の時な時代ですね、いろいろ課題も多かろうというふうに思います。思いますけれども、そういったところも考えていただいでですね、対策を練っていただければと思います。そういったことをお願いして私の質問を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。コロナによって収入減、また物価高によって支出増。そういう中で今度はインボイス制という、ちょっと理解がしにくい、何か不安だけが非常に募っております。ですので、私たちもどういうふうなことになるのか、ちょっとつかめないところもありますのでですね、そこはしっかり状況を把握しながら、また支援が必要であれば、またそこはしっかりと対応していきたいと思います。また言われたようにまた国にもですね、現状をしっかりと把握して国のほうにもお願いしていきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） これで7番、豊永喜一議員の一般質問を終わります。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時32分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、5番、橋本誠議員の一般質問です。5番、橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 議長。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。5番橋本です。本日は最後の一般質問となりました。私もですね今日、サッカーを見てですねサッカーの前半だけ見て、この一般質問があるものですから1対0で勝ったもんでこらあ勝ちばいと思たら朝起きたら負けとってちょっと悔しい思いをして、今回の一般質問しますが。それではですね、明確な回答をいただいで、たいと思いますのでどうかお願いいたします。令和2年豪雨災害の影響でいまだ公共交通機関は復旧されておらず、観光の移動手段は自家用車となっている。また、一部の観光施設も復旧の途中である。中山間地における問題として人口流出減少が大きな問題となっている。解決策として、交流関係人口を増やす対策が必要不可欠である。その手段として、人口減少と産業衰退に歯止めをかけるため観光事業に力を入れ、入れるべきではないかと思う。現状と今後の取組について問う。1、現在の町の観光に対する取組について問う。町の自体の取組は現状としてどうなってますか。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 今、橋本議員御質問のですね、町の対応については担当のほうから御説明をさせていただきますが、大きく観光事業というものについてはですね、今あとでももまた御質問がありますが、観地の取組とかですね、いろいろやられてます。また今度災害でいろんな青井神社とかそういうところが被害

を受けましたが、むしろそれ、それを復旧復興の中で、また観光という観点からいろんな取組もしながらですね、復興されています。それに向けてですねまた肥薩線の復旧復興、くま川鉄道の復旧復興もそれも大きな課題となってくると思います。町長としてまず申し上げたいことは、やはり観光というのはそれをやる担い手。やっぱりそういうふうに入材を発掘して、そういう人材を育てていかなければならないと思います。あさぎり町内でもそういう人を探したいと思いますし、今新しい取組として地域おこし協力隊の募集を始めております。いずれはですね、この観光面でもそういう方を募集してあさぎり町内の観光の取組もしていきたいと思います。以前橋本議員も商工会の理事をされておられますが、以前いた指導員がですね、あさぎり町の100の体験というのをつくりました。愛甲前町長も、その当時協力していただいて竿をつくって、それにてぐすと針と鉛をつけて、はえ釣りの体験の指導もしていただいたりとかですね、そういうような実績もあります。ですのでそういうふうにすると、あさぎり町にも観光となるところはいっぱいあると思いますので、そういうところを取り組んでいきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。町の観光事業の現状、現在の対応についてということでお答えさせていただきます。現在町で実施しております観光事業につきましては、祭りなどのイベントや観光情報の発信を主に実施しているところでございます。しかしながら祭りなどのイベントにつきましては、近年はコロナ禍の影響によって、中止を余儀なくされている状況で年末年始に行っているイルミネーションにつきましては現在も行っているところでございます。まず情報発信につきましては花菖蒲の開花状況や麓城址の紅葉の情報。おかどめ幸福駅、谷水薬師、ビハ公園キャンプ場あとイルミネーションなどの情報につきまして、町のホームページやインスタグラム、観光パンフレットや広告新聞ラジオ等によって周知を行っているところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。今御説明あったようにですね、発信をされてるんですがなかなか町の発信が出来てないのが現状かなと私は思っております。ただし今ですねPRが、ホームページももう一つこっちってこうてが言う、何かもう一つ探しても飛ばないとかいうのもありますんで、そういうのをやっぱホームページ自体をやっぱリニューアルしてもらおうとかですね、そういうことをやっぱやっていってもらわんばいかんのかなと思っております。それとですねせつかくPRするのであればですね、私今度20周年が来年ありますよね。この20周年にですね、ちょっとできれば手作り感で動画を作っていただいて、入手に職員さんの中で、こんだけ職員さんおられますんで知恵をいっぱい持っておられる人がおられると思いますんでですね。やっぱし合併20周年の手作り動画で町をPRしてもらおうとかですね。やっぱしただ作ってもらわんばいかなしに、自分たちの手で手作り感であってよかと思っております。今ほら、要はテレビやらなんかでも手作り感のある動画が1番ようインパクトあるしですね。分かるもんで。そういうことはやっぱやっていくことで、町の発信にもなるし、町のPRもできるし、町独自の魅力も発信できるんじゃないかなと思っておりますんで、そういうこともやっぱ考えていただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。今いただきました情報発信につきましてホームページがうまく機能していないのではないかとということですが、あそこにつきましてはちょっと私どもの管轄でございせんが確かに私個人の意見としてですけれども、やはり思ったようなサイトにうまくいかないなっていうところは確かに否めないのかなというところは感じております。ただ最近特に力を入れてるんですけれども、町のインスタグラムのほうにですね結構情報を今発信をしておりますので、機会があれば見ていただければと思います。過日のウィンターライトフェスティバルの様子もそこにもアップしておりますので、気をつけてアップをするようにはしておるところでございせん。あと20周年の動画作成ということでございせんけれども、これはまた20周年の実行委員会等もありますので、そちらのほうにもちょっとお声をさせていただいて今後検討するという検討の課題の一つに上げていければというふうに感じております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。できればですねやっぱし、あさぎり町っていう町が、何をかなっていうか魅力あるっていうのをやっぱり全面的に出していただいでですね、やっぱやることによって全国の中であさぎり町はこういうとこですよとかそういう発信がやっぱ必要になってきますんで、そこはやっぱしねですね、南稜高校もあられるし、そういう諸団体と一緒にですね、やっていけるような形ばとっていただければと思いますんで、どうかその旨、お願いしたいと思ひます。次にですがですね。2番の観地協。人吉球磨観光地域づくり協議会の取組と町の対応について問ひますが、観地、今から先、人吉球磨観光地域づくり協議会と言わずに、観地協という形で言わせてもらひますが、まずは観地協の目的はどういう事かちゅうのを教えていただければと思ひますが。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。観地協、人吉球磨観光地域づくり協議会略して観地協の取組の中にその目的の部分でございせんけれども、人吉球磨観光地域づくり協議会、観地協は人吉球磨の事業団や事業者や団体、行政等の連携体制を構築し、地域資源を生かした事業を展開することにより、地域の人、物、事の交流拡大を図ることで地域経済の活性化に寄与することを目的として、平成30年3月に日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会として発足。平成31年4月に人吉球磨観光地域づくり協議会へと移行してあります。そして令和3年の6月に一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会として法人設を行って、観光庁のDMO、登録DMOの見据えた令和4年3月に広報DMOに登録をされたところでございせん。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 今、明いただいたんですが胸に私がつけてますよね。これは日本遺産。これ皆さんうちの議員は全て持ってます。この何かこういう日本遺産のことも、あんまり何かどうもそういう話がないような気もすつとですよね。そん中でですね。観地協の取組今目的はおっしゃったんですけど、取組としてはどぎゃん事をやっつとですかね。今、大体のこと言ってますがもうちょっと詳しく分かれば教えてください。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。観地協の事業につきましては、令和2年度に地域再生計画の認定に

よりまして地方創生交付金を活用をした事業を実施をしているところで、その事業内容につきましては大きく二つに分かれ、構成されておりました、一つが地域の稼ぐ力強化事業。二つ目が地域の推進体制確立事業となっておりまして、地域の稼ぐ力強化事業につきましては魅力ある商品開発事業や国内誘客の促進、国外誘客の拡大、市町村の枠を超えたデジタルプロモーションの四つの項目がありまして、ブランド商品の開発や旅行商品の開発、球磨焼酎やアニメを活用したツーリズム事業や、ウェブやSNSに地域情報の発信などを取り組むなどを行っておられるところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 今、説明していただいたんですが観地協とですね、市町村の連携はどういう形でとれとるんですか。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。はい、観地協と市町村の連携につきましては観地協が展開します事業につきまして、観地協で事業内容につきまして決定した内容につきましてはまず、理事会のほうに諮り承認を受けた後に各部門や私たちが出席するブランド戦略本部会議で報告という形に流れになっているようで、展開する事業につきましては必要な情報や資料、こういったものを提供しているところでございます。また、市町村側からですね、各市町村で行うイベントや情報発信等のお願いやそのイベント時のバザーの出店依頼などを事務局のほうには依頼をしているところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。今、情報の発信とかそういうことですが、どうもそういう町の情報はあんまり出てないのが現状かなと思ってのんですが、まずその町の負担金としてはどれだけ出しているのかわかりましたら教えていただきたいと。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。推進交付金事業をですね、令和2年度から実施をしておりますので令和2年度の負担金の全額が1,000飛び25万円、そのうちあさぎり町の負担金が158万8,000円になります。令和3年度におきましては全体事業の5,000万飛んで70万1,000円に対しまして、あさぎり町の負担金が766万3,000円。本年度が全体の5,800飛んで2,000円の負担事業費のうちあさぎり町の負担金が880万飛んで4,000円となっております。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 今年度は800万、808万5,000円ですかね。8万ですね、800万といえそうですね年間800万ちゅえば、観光協会に従業員ば1人ぐらい置ける2人ですね。もう何し置けるような金額があつて、どうも私たちあさぎり町ですね、魅力あるあさぎり町ば、何かPRしてるような感じに思えんし、Tシャツはつくっておられて、三日月のこうマークのやつですよ。それでされとるだけで、町の発信っていう形が何か出来とるのかなと思うんですが、そういう点は町としての考え方としてはどう思われますか。費用対効果、効果ちゅうかですね、独自のね、そういう形になれておらんのでどうもそこら私にはよう分からんとですけどそこは皆さんどういふ感じでおられるのか、教えていただければ思いますが。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。そうですね、はい費用対効果というところは大変ちょっと非常に難しい。どこをもって費用対効果っていうのが結構難しいのかなっていうふうに感じておりますけれども、今ほど負担金について説明をいたしました。本年度は880万を支出しておりますが、観地協のですね主に推進交付金事業としてはテーマっていいですか、が、人吉球磨風水祈りの浄化町ということで銘打って、こういったパンフレットっていうか冊子も作られております。風水とか祈りの浄化町の浄化は浄化槽の浄化ですねそういった感じで、そういった独特な事業展開もされておまして、まず私も15年前には観光を担当しておりましたものですから、その当時にですね春夏秋冬キャンペーンとか行っておりました。それにつきましては人吉球磨のイベントや各自治体、町村のですね観光スポット等を定期的に情報発信をしたりしておりましたが、そういった面でいくと今の事業としては少しその事業とは少しちょっと路線が違うのかなというふうな、個人的には考えておるところです。そういったところでいった時に、その費用対効果っていうのがどうなのかなというところは、確かに一考させられるところではあるかなというふうに感じてはおるところです。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠委員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。やっぱしですね結局、人吉球磨は一つということでこういう目的のもとにやっておられることですから悪かって言わんとですけどやっぱしですねみんながある程度人吉球磨で一緒になって浄化町とかいうんであればですよ、やっぱ我が町もですね、そういう浄化町のそんとか、そういう発信が出来ているようなことにやっぱやっていっていただかんばんのかなって、私なりに思うところです。だからですねうちははら、どういったらいいですかね、観光協会はありませんよね。多良木町とか水上とか錦町はあつですかね。あと人吉ですかね、やっぱしできればですねこういう観光協会をねえ、していただいてですねやっぱ観光に力を入れていただければと思うんですけど。町長、どうでしょうかね。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 観光地域づくりは民間と自治体と一緒にやっております。その中で地方創生推進交付金、今年度までですが、をいただきながらまた市町村の負担を出してやっております。今少しずつですね、プロパーといいますか自分ところの自己資金で従業員、職員を雇ってそして人材育成をしていかないと、いつまでも役場職員が派遣で来ると役場職員はまた2年経ち3年経ちすれば帰るわけですので、プロパーの職員を雇っていこうということで徐々にですね役場の職員からプロパーに変わってるというところなんです。民間の企業出身の方々が5名ほどいらっしゃいますが、ほとんどの方が人吉であと1人湯前の方がいらっしゃって、あさぎりにはいらっしゃらないんですね。私も観地協が設立された後行ってこれを理解するのにしばらく時間がかかりましたけど、今ようやく分かってきてですね、あさぎりに民間の人たちは執行役員として、今さっき課長が説明しました商品開発事業、ブランド化ですね。それとか国内誘客、海外誘客それからデジタルプロモーションというような、いわゆるSNSを使ったようなPR、そういうものに取り組んでるわけですが、民間のからの執行役員と呼ばれる人たちがこれを進めています。私も何であさぎりが入ってないのか聞きましたところ以前はいらっしゃいましたけども、ちょっとやっぱ方針が合わないというこ

とでですね、外れていらっしゃる。確かにですね、経営方針目標は一つにしていかなきゃいけないことですので、できれば合わせるところはあわせて行ってもらいたいところもありますが、どうしてもですね合わないというのであればそれはもうしょうがない、ありませんので、またその方にかわる人を誰かいけないか、いろいろ探しているところですけども、なかなか手を挙げてくれる人がいらっしゃらない。こちらのほうからお願いしているところですけども。そういうところがありますので、橋本議員から見たら何かあさぎりは観地協と接点がないように思われると思いますが、大体年に4回ぐらいの理事会があります。私たちは、町村長は理事ですので行って私も大分、いろいろと発言をさせていただきます。そしていろいろ執行役員という民間の人たちとも意見交換してですね、くま川鉄道が復旧復興したら、もう中心はあさぎりですよって話をして、で観地協の事務所もあさぎりに引っ張ってきました。そういうふうですね、今、生涯学習センターにおられますがまだよかったですね、いい場所があったらもっと町なかに観地協の事務所もあさぎり町に人吉に返さずにあさぎりに残して、もう観光もあさぎり中心に始めていくぐらいの気持ちでいるところですが。まだまだそこまで準備が至ってないというところですよ。ですので今のところほんとにですね、例えば先ほど言われたポロシャツをTシャツを作ったりとかですね、いろんなブランドをかしたり商品開発をしたり、山口議員も幸福駅、幸福米でお米もですね、ブランド化して販売されてますし、まだまだ数は少ないですけども、そういうふうな取組もされてきますので、これからだんだん目につくようになってくるんじゃないかと思えます。だからある程度成果も上げながら大きくはですね、この今後方DMOをDMOに国に認定されて、されないと国からの補助金が受けられませんので、取りあえずはDMOになるための今、その一歩手前の後方でDMOですので、DMOに向けていろんな取組をしてみると。熊本のDMOにおられた方も観地協のほうに来ていただいていろんな御指導もいただいておりますので、災害もあったりコロナもあったりでちょっとスピードが鈍りましたが、着実に事業は進んでいるというような状況です。ですので、冒頭言いましたようにあさぎりでその観地協のですね、執行役になる方を早く探さなきゃいけないということです。私も今日質問いただきましたのでまた新たな気持ちで、そういう方を探していきたいと思えます。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。そしたら、観光協会とかそういうのはもう町独自でちゅう考え方はないですか。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。民間の方からですね、そういう組織をつくって活動したいっていうのであれば御支援したいと思いますが、もう行政の側からそういうのを立ち上げようという考えは今のところありません。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 一つの例としてですね、あさぎり商社がありますよね。観光部門を加えてですね、例えばですよ。これは仮にの話です。特産品を今一手にPRとかそういうこうされてますんで販売されてますんで、そういう部門に関してはですよ。例えば、商社で観光の担当を作っていただいて、ていうのも有効じゃないかなと思うんですが。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。議員言われるとおりで、今加工品の委託事業とか、あるいは物産品の販売とかですね。そういうことを今やっていますが、機が熟してくれば周りの環境が整ってくれば、もうおのずからそういう観光部門の仕事もせざるを得なくなるんじゃないかと。立ち上げてから環境を作るっちゅうのは非常にやっぱり困難を伴いますので、まずその外堀からどンドンどンドンこう攻めてくるような、そういうふうな仕組み、やり方のほうがいいかなと私は思っています。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。課長に答えてもらおうと思ったんですけど、町長の答えやったのですが。できればそういう形でやっていければなと思います。そういう形でしていただければですね、町の中でそういうPRとかそういうのに関してはですね、専門的な人がおられればそういうのをやっていくのが1番かと思えます。次にですね、参ります。今後の取組について問いますが、今後の町の取組はどう考えられているのか。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。今後の町の取組としましては今後もですね今行っていますイベント等の祭りとかですね、そういうのを継続しながら、あとまた、観光の情報の発信につきましても、観光施設の維持管理につきましても、現在実施している取組をもう継続しているという形で行ってまいりたいと思っております。また町の観光の中心となっております谷水薬師であったり麓城社、おかどめ幸福駅周辺の環境整備なども行っていく必要があるというふうに考えておるところでございます。谷水薬師につきましてもは本年度に参道や本道周辺の高木の特殊剪定を実施する予定としております。麓城社ですね高木、楠が大変大きくなっておってこれがやはり紅葉のほうにかなり影響を与えているということでこちらのほうの伐採ということも必要ではないかというふうで考えておるところでございます。あと本年度ですね、あさぎり駅周辺基本構想の策定を行っておりますので、今後、町民や町外からの方が来て歩いてみたくなるようなウォーカブルシティーのですね取組として駅周辺再整備による賑わいの創出についても順次取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。おかどめ幸福駅周辺につきましても今現在進めております構想がですね、実施段階となった後にはなるかと思えますけれどもそちらもまた策定を含め策定を行って、順次整備をしていくということで計画、順次計画をしていくということで考えておるところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。今、あさぎり駅前はですね今基本構想ということで進められてますし、またおかどめ幸福駅に関してもですね、やっぱり同時進行というか順序、結局優先順位を決めてですね、やっていただけてもらわんばですね、いけませんので、ちょっと麓城に私ちょっとこの間15日にちょっと登ってさしてもらいました。紅葉がもうめちゃくちゃすばらしかったし、感動した次第です。小さい頃から遠足に行って登ったところであってですねその場所がですね、多くの人から来られて親しまれて、めちゃくちゃ大きなクスノキがいっぱいあってですね。こいが邪魔になって外から後ろから見た時でも、全然見えような状態になってますんでぜひともですね、さっき課長が言われましたが、計画立てていただいてですねこれや

っぱ切ってやえんでも組んでもですよ、外に出さんばんあそこに置いとつてもどぎゃしようもなかでしょうけあんだけの太なり過ぎればですね。そういうのもやっぱ考えていただければと思いますですね。そして、やっぱし私はさっきから言う観光協会、今回言うてますが、そういうのをやっぱ駅前にもですね。とか場所を決めてですね、やっていっていただくがやっぱベストかなと思ってますんで、その旨、優先順良く決めてからやっていただければと思います。それとですね今観光、今の観光地の中にはWi-Fiっていうのは全て整っとる、整ったですかね。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。大変Wi-Fiっていうのは観光、今現在の観光についても大変重要なアイテムということで、町が整備している施設については全てWi-Fiは整備されているところで、ということで認識しているところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。今から光基盤もですね、整備させていただき、整備していただいでですねやっぱし観光から来られたときに、Wi-Fiがちゃんとちゃんとできるような状態もとってね。やっていただかんばいかなので、そういうのを考えていただければと思います。それとちょっとですね私ちょっと宿泊施設がなかもんで、私はヘルシーランドですね、温泉がせっかくありますし、あそこにですね宿、簡易の宿泊場的なものを設けたらと思ひまして。これ例えばですよ、私の考えの例えばですからあれですけど、ビハ公園にある例えばトレーラーハウス。今の時期はちょっとおられないんで、下に持ってくるとかですね。それとか八代や宇城にあるようなコンテナハウスをですね、設置したらどうかと思います。それがあある数をいっぱいせろじゃないし、仮に設置してですね、宿泊する人たちがおれば簡易宿泊場という形でそういうのを持っていけばですねまだ観光する人たちにしても、仕事にしてくる人たちにしても、そこに泊まれるような機会ができればですね、町の魅力も発信でくっし、やっぱしそういうことはちょっとでもやっぱ考えていけばですね、またこの次にその事業を進める事業、事業者が出ていけばですよ、企業誘致にもつながりますんで、そういうことはやっぱ考えていくべしじゃないかなと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。簡易宿泊所ということでございますけれども確かにあさぎり町におきましてはですね、そういった簡易宿泊に関しては場所が少ないというふうに感じておるところです。トレーラーハウスの移動ということでございましたけれども、それにつきましてはちょっと今現在現実的には移動は無理だなというふうには感じておるところでございます。また、傷みもまた結構ひどいところもありまして、そこはちょっとこれからそれを利用するっていうのは、また難しいのかなと。あとコンテナハウスの話が出ましたけれども確かに八代と宇城、宇城国道沿いにあるんでよく目につくと思いますけれども、これにつきましては以前テレビで紹介がされておりました。私もそれを見たときに内装にしてもですね結構トレーラーハウスよりも頑丈で、メンテナンスも結構、結構いいんじゃないかなというふうに感じておりました。その紹介の中で、災害時にですね仮設住宅としてもですね、利用出来ますよっていうふうな話をお聞き、その時に話されていたもんですから、確かにコンテナハウスというのはいいアイデアだなというふう

に今感じたところでございました。はい。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。災害のときにも使えるということならよっぽどよかですよ。そやん感じで使え、されればですね、いざという時のによかと思えますんでやっぱ前、前向きにですね費用面だとかいろいろありますんでそういうことは考えていただいて、せっかく温泉があって宿泊できる所がないっていうよりもやっぱ簡易宿泊場で来れるということをしたり、サッカーが今、結構強よくなっつてですよ、サッカー場もあるしですね。うちは野球場もあつし、みんな球場時にも人おりますんで、合宿子どもたちが来れるような施設とかですね、そういうのをやっぱ整備することによって交流人口、関係人口も増えてきますんでそういうのをやっぱやっていくべしじゃないかなと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。確かに議員がおっしゃられたとおりですねそういった取組は必要今後必要かというふうに思っております。簡易宿泊、ヘルシーランドの例を挙げていただきましたけれども、今旧上ですね保健センターも改修をして、そこでコワーキングスペースが整備されていくということであればですね、先般熊本県の企業立地課長とお話をする機会がありました。そのときに企業立地課長から提案いただいたのが、基本的に大きな箱物の工場とかっていう誘致っていうのはもう厳しいと。これはもう県北のほうにですねT SMCがもうあちらの半導体の出来ますので、ただ県南のほうにも何かないかということで、県の課長のほうも考えていただいた内容がですねI T企業であればですね、そんなに大きなスペースは要らないのでそういったところを順次あっせんしていければという話もいただいております。そうしたときにそういうコワーキングスペースですねモニターツアーなども、ぜひ県のほうも協力させてくれということをお話をいただいておりますので、そういったところに積極的にですね、お声かけをしていきたい、行って交流人口は減らせるような状況をですね、少しでも作っていければなというふうには考えておるところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。先ほど町長が言われた100の体験ですね、私もその時100のうちの1人に入りました。ただ、たまたま私にはちょっとそれがなかったんですけど昔遊びっちょう形で、ある面やら、こま回しとかいうのをして入れた経験があります。そういうのをですねやっぱしほかにはない地域でできることでしていくっていう考え方のもとにですね、やっぱしみんなが盛り上げてわくわくするような町にしていけばですね、最高にいいかなと思いますんで、その旨やっていただければと思います。それとですね私町はですね、独自の観光特産品のPRをもっと力を入れて、必要があるのではないかと思います。そのために、ふるさと納税の増加にもつながります。町の魅力を知ってもっと、1番、もらうことが1番の効果ではないかと思いますんで、町長が言われる交流人口、関係人口を増やすための対策としてもですね、私はやっぱし観光協会を、今、観光協会を設置してですね、必要性があるのではないかと思いますんで、できれば前向きな検討をしていただければと思います。やっぱし皆さん思いはですね町をよくするっていう町をどうにかして盛り上げようという思いは皆さんあられますんでですね、やっぱしこのことを考えた上でやっぱ

前向きにやっていただければと思いますが、町長の言葉をお聞きします。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、いろいろとアイデアをいただきましてありがとうございました。ヘルシーランドに周辺につきましてはですね、以前から皆越議員のほうからも元のゲートボール場が空き地になってますし、石田橋の架け替えのことも御質問いただいていますので、そういうことも含めてですね、まだ旧上庁舎の解体についてはまだ予算をいただいてませんのでこのことには余り触れませんが、あそこがですね、もし空き地になった場合。そういうところも含めてですね、やっぱり総合的なやっぱり開発。そういう基本構想、そういうものは作っていかねばならないんじゃないかと思います。その中で観光でもあり、ただ観光だけではなくて食と農の体験あるいは林業体験。そういうものも入れながら、総合的に観光と主幹組みにしていけないと、ただ車やバスに乗って来て見て帰るっていうのには、ちょっとあさぎりはそういうところでは観光名所が少ないんじゃないかと思いますので。農と食と林とそういうものを関連させながらですね、それと今、光基盤整備を行いながらデジタル田園都市国家構想の中でテレワーク拠点とか、そういうことでIT関係者の人たちに入ってください。今日もNHKの昼いい移住のところで、あれは広島だったですかね。のほうの空き家を使ってですねITの企業が入ってきました。そういうふうな、今、あさぎり町も一応空き家の調査を今年終わりますので、来年度からですね、その利活用も考えながらですね、総合的にやっていく中で、やはり観光部門というのにも必要になってくると思います。ですので、みんなで知恵を出し合いながらヘルシーランド周辺を有効活用して、その辺とか駅前とかあるいはおかどめ幸福駅とか、それとが東免田駅、あそこもサイクリングロードが通りますのでそういう一体となったですね計画を立てていって、結構この前も、山都町から下田さんという方に講演に来ていただきました。もうあさぎりって素晴らしいですね。私はここに移住してこようかなというぐらい魅力のある町だとおっしゃったので、我々が気づかないところでいっぱい魅力があると思いますから、外側からの人たちからも意見をいただきながらですね、また中でも議論をしながら進めていって、観光あるいは農業を初めとした産業。そういうのを活性化していくと人も集まってくるし、少子化対策にもなっていくんじゃないかと思います。あんまりこう広げ過ぎますと時間がかかりますから、できるところから一つずつやっていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎副議長（森岡 勉君） 橋本誠議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。一応ですね優先順位を決めて、ぼちぼちでいいです。ちゃんとしたしっかりしもの成果を残していただいていますね、やっていただければと思いますので、これで私の一般質問を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） これで5番、橋本誠議員の一般質問を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後3時14分 散会